都市再生特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
49	48	44	43	42	1

第六章 雑則(第七十九条―第八十四条) 第七節 都市再生整備推進法人(第七十三条―第七十八条) 第六節 都市利便増進協定(第七十二条の三―第七十二条の九)	第四節・第五節(略)第四款・道路の占用の許可基準の特例(第六十二条)	~第三款 (略)	第三節 都市計画等の特例	第二節 (略)	第一節 都市再生整備計画の作成等(第四十六条—第四十六条の五	第五章 都市再生整備計画等に係る特別の措置	+:-)	第五節 都市再生歩行者経路協定 (第四十五条の二―第四十五条の	第二款・第三款 (略)	第一款 都市再生特別地区等(第三十六条—第三十六条の五)	第四節 都市計画等の特例	第三節 民間都市再生事業計画の認定等(第二十条—第三十五条)	第二節 整備計画の作成等(第十九条の二―第十九条の十二)	第一節 (略)	第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置	第一章~第三章 (略)	目次	改正案
第六章 雑則(第七十九条—第八十二条) 第六節 都市再生整備推進法人(第七十三条—第七十八条)	第四節・第五節 (略) 第四款 独立行政法人都市再生機構の業務の特例(第六十二条)	款~第三款 (略)	第三節 都市計画等の特例	第二節 (略)	第一節 都市再生整備計画の作成等(第四十六条・第四十六条の二	第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置	+==	第四節 都市再生歩行者経路協定 (第四十五条の二―第四十五条の	第二款・第三款 (略)	第一款 都市再生特別地区 (第三十六条)	第三節都市計画等の特例	第二節 民間都市再生事業計画の認定等(第二十条—第三十五条)		第一節 (略)	第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置	第一章~第三章 (略)	目次	現

第五条 第四条 第二条 2 • 5 4 第十四 兀 その 附則 都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域 化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。 急かつ重点的に市街 急整備地域のうち、 \mathcal{O} 者 (都市再生緊急整備地域を指定する政令等の立案) (所掌事務) (定義) この · 五 この 外国会社、 地域を指定する政令を立案すること。 居住環境を向上させることをいう。 活動の拠点の形成に資するよう、 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備 来訪者又は滞在者を増加させるため、 地方公共団体は、 本部は、 法律にお 法律にお 条第二項 (略) (略) (略 (略 国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住 第三号の いて いて 次に掲げる事務をつかさどる。 [地の整備を推進することが都市の国際競争力の 都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊 「都市の 特定都市再生緊急整備地 その区域内に都市再生基本方針に定められた 基準に適合する地域があると認めるときは、 国際競争力の強化」 都市機能を高度化し 都市開発事 域」 とは、 は、 業等を通じて、 都市におい 都 及び都市 市再 生緊 強 て 第五 第四 第二条 2 第十四 \equiv 附則 前条第三号の政令の立案について、 兀 · : (都市再生緊急整備地域を指定する政令の立 (所掌事 (定義) 条 _ 条 3 Ŧī. 都市再生緊急整備地域を指定する政令を立案すること。 条第二項 地方公共団体は、 本部は、 **- 務**) 略 略 略 略 第三号の基準に適合する地域があると認めるときは、 次に掲げる事務をつかさどる。 その区域内に都市再生基本方針に定められた 本部に対し、 その旨の申出をする

が指定されている場合にあっては、都市再生緊急整備地域の整備の一年の一番市再生緊急整備地域の整備の目標(特定都市再生緊急整備地域第十五条(略) 2 地域整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 2 (地域整備方針)	3 (略) 3 (略) 3 (略) 3 (略) 3 (略) 4 第二項第三号の特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に	(略) 地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項・二 (略) ・二 (略) ・二 (略) 四条 (略)	を指定する政令の立案について、本部に対し、その旨の申出をすることができる。 を指定する政令の立案をしようとするときは、あらかじめる整備地域を指定する政令の立案をしようとするときは、あらかじめるとができる。
一 都市再生緊急整備地域の整備の目標2 地域整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。第十五条 (略)	5 (略)	四 (略) と 「	ない。 関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならめ、関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならと 本部は、前条第三号の政令の立案をしようとするときは、あらかじことができる。

4 | 5 | 7 | 第十九条 3 2 第 備計 域に 市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域にあって る。 は \mathcal{O} 玉 よう定めなければならな となるにふさわしい市街地の に係る地域 、 う。 (都 定産 、以下この章において 並びに関係地方公共団体の長 効果的 |際競争力の強化に関する施策との有機的な連携を図りつ おける都市の 特定都市再生緊急整備地域が指定されて 玉 目標及び特定都市 業の 当 おける緊急か 应 0) 画 市再生緊急整備協議会) 条 関 「該協議並びに次条第 の 二 は 0 (略) は、 |国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携| 実施に係る連絡調整) 玉 係 に推進するよう努めるものとする。 整備方針 略 一の関 行政機関等の長は、 外国会社 都市再生緊急整備地域ごとに、 国及び関係地方公共団 国際競争力の強化を図るために必要な施策を、 係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたも つ重点的 再 (当 1生緊急整備地域の 国際機関 「協議会」という。 |該特定都市再生緊急整備地域に係る部分に限 な市 項に規定する整備計画の作成及び当該 形成を実現することができるものとなる を行うため、 必要と認めるときは、 街地の整備に関し (以下「国の関係行政機関等の長」 他 体 は \mathcal{O} 整備 者 特定都立 いる都市再生緊急整備 当該都市再生緊急整備地 を組織することができる 都市再生緊急整備協議会 0 よる国際的) 目標) 必要な協 市 再生緊急整備地域 協議して、 活 つ総合的 議 動 (特定都 産業の 拠点 協 地 整 لح 域 議 カゝ 2 第十九条 3 6 0 め、 域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議を行うた \mathcal{O} 1 (都市 、 う。 玉 並びに関係地方公共団体の長 都市 0 を組織することができる。 関 再生緊急整備協 国の関 は、 略 係行政機関等の長は、 再生緊急整備協議会 略 都市再 『係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたも 1生緊急整備地域ごとに、 議会) (以下この章において「協議会」という 必要と認めるときは、 (以下「国の関係行政機関等の長」と 当該都市 再 協議して、 生緊急整備 協 議 地

会に、 民 他 は て当 1間事 長 管理を行う者 1の執 を加えることができる。 該 業者又はこれらの 行機関 独立行政法人の長、 『該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する 都 市再 (関係地方公共 生緊急整備地域内にお (第七項において 者及び 特殊法人の代表者、 **団** 国の 体の長を除く。 「独立行政法人の長等」 関係行政 V て公共公益施設 機 関等 地方公共団体の の長以 地 方独立 0 整備若しく 外の と総称する 行 と者であ 長その 政 法人

3 組 以 業を施行する土地 織するよう要請することができる。 上のも な 該 1 とき 都 のに限る。 市再生緊急整備地 は 本部長及び関係地方公共団体の (水面を含む。 を施行する民間事業者は、 域に お 1 0) て 区 都 一域の 市 開 面積が 発 長に対して 事 業 協議会が 政令で定め 当 該 組織されて 都 協議会を 市 る規模 開 発 事

5 4 規定により 第三 正当 前項の規定による要請を受けた本部長及び関係地方公共団 たな 一項の民間事業者であって協議会の構成員でないものは、 理 由が 協議会を組織する国の関係行政機関等の長に対して あ る場合を除き、 当 ⅳ該要 言請に 応じ なけ れ ば なら 体の長は ない。 第 項 自

6 玾 由 前 項の がある場合を除き、 規定による申出を受けた国の関係行政機関等の長は 当該申出に応じなければならない。 正 当な

3

己

を協

議

会

0

構成員として加えることを申し

出ることができる。

7 とい により加わった独立 て構成する。 第 う。 項の協議を行うための会議) は、 玉 の関係行政機関等の長並びに第 行政 法 人の長等又はこれらの (以下この 条におい 指名する職員 二項及び前 て単に 項の 会 なも 規定 議

8 \ 12 略

4

ς 8

略

第 飾 整備計 画 の作成等

> 人の 会に、 ることができる の 長 執 行機関 独立行政 (次項におい (関係地 政法人の て 地方公共 長、 「独立行政法人の長等」 特殊法人の代表者、 団 [体の長を除く。 と総称する。 地方公共団 又は 地 方独立 体の を加 長その 行政 え 法

他

た独立 という。 第 一行政 項 $\overline{}$ の協議を行うための会議 は、 法 人の 玉 の 長等又は 関係行政 これらの 機関等の長及び前項の (以下この条におい 指名する職 員をもって構成する。 規定により加わ て単に 「会議」

(整備計画)

第十九条の二 | に関する計画 市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等 急整備地域に 急整備地域に係る協議会は、 つい 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市 〇 以 下 7 「整備計画」 都市 の国際競争力の強化を図るために必 地域整備方針に基づき という。 を作成することができる 特定都市再生緊 要な都 再生緊

- 2 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 整備等を通じた都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針一都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の
- にその実施主体及び実施期間に関する事項都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並び

イ 都市開発事業

- 本管理のために必要な事項 三 前号イ又は口に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切
- の整備等の推進に関し必要な事項要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設」 前三号に掲げるもののほか、都市の国際競争力の強化のために必
- (都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第四条第五項に規定する都第二項第二号イ又は口に掲げる事業に関する事項には、都市施設等

4

業の 地 が 市 施設 に関する都市計画に関する事項であって、 開 できる。 実施のため 発 事 以 業 下 以 都 下 K 必要なものがあるときは 市 施設」 市 街地 という。 開発事業」 とい 又は同 、 う。 1条第七項に規定する市 当該事項を記載すること 同号イ又はロ をい に掲げる事 以 下 一同じ。 街

- 5 長又は北海道開発局長。 事 以下この は 法第二十二条第 あっては 十七条の二第 都 :北海道開発局長に委任されている場合にあっては、 項について 協議会は、 市計画法第十五条第 節において同じ。 同項の 整備計 一項の指定都市をい あらかじめ、 国土交通大臣 項 証画に前 に規定する国土交通大臣 第四節において同じ。 項 項の に協議し 同 \mathcal{O} 都道 「項の都市計画に係る都市 事項を記載しようとするときは、 (同法第八十五条の二の規定により V) 府県若しくは市町 同法第二十二条第 その同意を得なければならな \mathcal{O} 権限が 又は市町村をいう。 当該地方整備局 地 村又は同 力整備 一項の 計画決定権者 湯合に 法第八 局 長又 当該 同
- 6 る事 勘 て が 計 は、 . て同 案して 置かれて 第四 画 [審議会 項 当該期限は、 を記載するときは 項 \mathcal{O} 規定により整備計画に 相当なものとなるように定めるものとする。 (都市計画決定権者である市町村に市町 るときは、 に付議する期限を記載するものとする。 都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を 当該市町村都市計画審議会。 併 せて、 .都市施設等に関する都市 当 n該都市 計 画 \mathcal{O} 村都市計画 案を都道 この場 以下この 計 合に 府 画 節にお 審議 県 に 都 . 関 お 会 す 市
- 業をいう。 る事項を記載するときは、 /る都 第四 項 市 計画 0 以下同じ。 規定により 事 業 (都· 整備計画に 市 又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施 計 併せて、 画 画 法 第 四 都市 · 条第· 当該都市計画に係る都市施設に関 施設等に関する都市 十五. 項 に規定す んる都 計 市 画に 計 . 関 画 事 す

7

計画に定めるべき事項を記載することができる。された者であるものに限る。)及び施行予定者である期間として都市行予定者(第二項第二号イ又は口に掲げる事業の実施主体として記載

- 8 項 う。 関する事業であって第十九条の七第 和四十七年法律第八十八号) する熱を利用するための設備を有する熱供給施設 事 第二項 、を記載することができる。 号に規定する下水をいう。 項 気には、 その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に (第二号ロに掲げる事業に関する事項及び同項第三号に掲げる 下 水 (下水道法 (昭和三十三年法律第七 第十九条の七において同じ。 第二条第四項に規定する熱供給施設をい 一項の許可に係るものに関する事 (熱供給事業法 十九号) を熱源と 第二条第 (昭
- 9 理 事項について、 十九条の七において同じ。 者 協議会は、 (下水道法第四条第 整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、 あらかじめ、 項に規定する公共下 に協議し、 同項の許可の権限を有する公共下水道管 その同意を得なければならな ・水道管理者をい 当該 第
- †ぃばならなゝ。 10 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しな
- 11 第二項から前項までの規定は、整備計画の変更について準用する。ければならない。

(整備計画に記載された事業の実施)

に従い、事業を実施しなければならない。 第十九条の三 整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画

(整備計画に従った都市計画の案の作成等)

第十九条の四 第十九条の二第四項の規定により整備計画に都市施設等

この 定権者 第六項の期限までに、 に関する都市計画に関する事項が記載されているときは、 ただし 限りでない。 は 災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、 当該整備計画 都道府県都市計画審議会に付議するものとする に従 って当該都市計画 の案を作成して 都市 計画 同条 決

第十九 国土交通省令で定めるものに着手しているときは、 当該日までに都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として とみなされるものを含む。 市計画法第五十九条第 から第四項までの規定による認可又は承認 行予定者である期間の満了の日までに、 [年法律第三十八号) 条の六 前条の規定により 第五十一条第二項その他の法律の規定により 一項から第四項までの規定による認可又は承認 の申請をしなければならない。 施行予定者として定められた者は、 都市計画法第五十九条第 (都市再開発法 この限りでない。 (昭和四十 ただし、 項 都 施

(公共下水道の排水施設からの下水の取水等)

許可を受けて、公共下水道(下水道法第二条第三号に規定する公共下業を実施する者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の第十九条の七一整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事

公共 る施設を含む。 施設に当該下水を流入させることができる。 11 水道をいう。 . う。 排水施設と第十九条の二第八項に規定する設備とを接続する設備を 亍 水道 以下この条において同じ。 の排水施設から下水を取水し 以下この条において同じ。 以下この 条にお いて同じ。 を設け、 及び当該公共下水道の排 0) 排水施設 当 に接続設 「該接続設備により当 備 これ (公共 を補完す 水道 水 該

- 3 除く。 う。 ればならない。 第 は 項 の許可 をしようとするときは、 当該許可を受けた事項の変更 この場合においては、 を受けた者 (以下この条におい 公共下水道管理者の許可を受けなけ 前 二項 (条例で定める軽微な変更を の規定を準 て 許可 -用する。 事 *業者」 とい
- 4 する。 市 又は承認」とあるのは 再 下水道法第三十三条の規定は、 生 この場合におい 一特別措置法第十九条の七第一 . て 「許可」と読み替えるものとする。 同条第 第 項中 項又は第三項」 項又は前項の許可について準用 「この法律」 ٢ とあるの 同条中 は 許可 都
- 支混入してはならない。の二第八項に規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。共下水道の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第十九条共下水道の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第十九条本)
- 規定」 者とみなして、 適用する。 可 事業者については、 とあるのは この場合において 同法第三十八条の規定 「この法律又は都市再生特別措置法第十九条の七第 下水道法第二 同 条第 (これに係る罰則を含む。 項 十四条第 及び第 項 項の許可を受けた 中 この 法 律 を \mathcal{O}

6

第三項若しくは第五項の規定」 基づく命令若しくは条例の規定又は都市再生特別措置法第十九条の七 .基づく命令若しくは条例 項若しくは第三項の規定」 の規定」 と とする。 同 条第 とあるのは 項 第 号 中 若しくはこの 「又はこの法律 法律に

ては、下水道法第二十四条の規定は適用しない。 許可事業者が公共下水道の排水施設に接続設備を設ける場合につい

(開発許可の特例)

第十九条の八 限を有する者に協議 定めるところにより、 第三十二条第 に限る。 合にあっては、 、る開発行為 に掲げる事業に関する事項として都市計画法第四条第十二項に規定 に関する事項を記載しようとするときは、 協議会は、 一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場 (同法第二十九条第 当該同意が得られ、 Ļ あらかじめ、 その同意を得ることができる。 整備計画に第十九条の二第二 項各号に掲げるものを除き 同法第二十九条第 又は当該協議が行われているもの 二項第二号イ又は 国土交通省令で 一項の許可の権 同 法

あったものとみなす。
に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可がの二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項が1項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条

2

(土地区画整理事業の認可の特例)

第

律第百十九号) + は規約及び事業計画が定められているものに限り に掲げる事業に関する事項として土地区画整理法 九 条の九 協議会は による土地区 整備計画に第十九条の二 |画整理事業 (同法第四 第 条第 か (昭和) 一項第二 同法第七条 項 二十九年法 号イ又は 0 規 準又

ることができる。
、同法第四条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめの承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあっては、当該承の承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあっては、当該承

あったものとみなす。
 に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第四条第一項の認可が
 に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第四条第一項の認可が
 に解る事業の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項
 が項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条

(民間都市再生事業計画の認定の特例)

第十九条の十 理者等の意見を聴かなければならない。 ことができる。 げる事業に関する事項として第二十条第一項に規定する都市再生事業 するときは、あらかじめ、 ところにより、 同 に関する事項を記載しようとするときは、 !項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものに限る 協議会は、 この場合において、 あらかじめ、 整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲 第二十一条第三項に規定する公共施設の管 国土交通大臣に協議し、 国土交通大臣は、 国土交通省令で定める その同意を得る 同意をし ようと

みなす。 に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があったものと の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項 2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十九条の十一 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに

項の る。 有 るところにより、 れているものに限り、 発 掲げる事業に関する事項として都市再開発法による第 事 する者に協議し、 同 業 ご意を要する場合にあっては、 15 (同法第七 1関する事 ,項を記載し あらかじめ、 条の その同意を得ることができる。 カ 九第 つ、 同法第七条の十二又は第七条の十三 ようとするとき 項 同法第七条の九第 \mathcal{O} 規準又は 当 「該同意が得ら 規約及び事 は 国土交通省令で 項の れているも 業計 認可 種市 画が (T) 街 権限 のに限 地 定 第 再開 定 めら \Diamond

2 が の二第十項の規定により公表されたときは、 、係る事業の あ 前 項 0 の規定 たものとみなす。 寒施主体に対する都市再開発法第七条の九第 による同意を得た事項が記載さ 当該公表の れた整備計 日に当該 画 が 項の 第 十九 事 認 項 条 可

(都 市 計 画 \mathcal{O} 変 更 (の特例等)

第十九 され 定の 計画 府県又は市町村の長が同条第三項の合意をしたものに限る。 市再生特別措置法第十九条の二第 二 十 る上 第十三条第 (第十九号に規定する政府が行う調査の結果) たことにより」 [事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業が近く施行される予 もの又は施行中の 条の 一条第一項の規定の適用については、 で支障となるものが定められて + 項 都市 (第十九号に規定する政府が行う調査 とする。 計画 ものを除く。 (当 T該都· 市 一項に規定する整備計画 計 であって整備計画 いる場合における都市 画 に係る都 同項中 とあるのは、 市 「又は第十三条第 施設 の結果、 0 に 内容を実 関する都 (当該都道 計画 「若しく が 又 法第 は 作 現 成 都 市

は 項

 \mathcal{O} 市 過程にお 計 都市計画決定権者は、 画に つい いて 7 0 検討 整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとす 都市計 都 市計 画 画 \mathcal{O} \mathcal{O} 案の 見直しに 作成その 0 V 他 7 0) \mathcal{O} 検討その 都 市 計 画 他 0 策 0 定 都

2

第三節 (略)

玉画の認定に関する処理期間

から四十五日以内)において速やかに、計画の認定に関する処分を行が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、当該申請を受理した日のら三月以内 (当該申請に係る都市再生事業の事業区域の全部第二十二条 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による申請を受理

2 (略)

わ

なければならない

(民間都市機構の行う都市再生事業支援業務)

第二節 (略)

(計画の認定に関する処理期間

わなければならない。
した日から三月以内において速やかに、計画の認定に関する処分を行第二十二条 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による申請を受理

2 (略

(民間都市機構の行う都市再生事業支援業務)

であって政令で定めるものを施行する認定事業者に対し 地区計画で同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定 第二条第五 るものに関する都市計画においてその配置及び規模が定められた 条第五 第四条第六項 認定事業として公共施設 第三条の三第 項 第 項 0 一号の \hat{O} 港湾施設であるものに限 都市 一項に規定する港湾計画において定められた同法 施設又は港湾法 計画 施設、 (都市 計画 同 法第十二条の 昭昭 法 る。 和 昭 一十五年法律第 和 兀 0 兀 十三年法 整 虚備に 第 関する事業 項 律 当該事業 二百十八 第 第百 号 \mathcal{O} 号

と。 建 用 次号及び第七十一条第一項第一号において「公共施設等」という。 0 築物 次に掲げる方法により、 整備 部 0 利用者及び都市の居住者等の に要する費用の (公共施設並びにこれに準ずる避難施設) 額 認定事業者の認定事 0) 範囲内に限る。 利 便の 増進に寄与する施設 業の について支援するこ 施 駐車場その 行に要す ,る費 他 \mathcal{O}

イ を目的とするものに限る。 律 行 者 社 する社債の取得 認定事業者 (専ら認定事業の施行を目的とする株式会社等に限る。 以 至 成 下 十年法律第百五号) 株式会社等」 (株式会社 という。 合同会社 に対する資金の貸付け又は認定事 第 |条第三項に規定する特定目的会 であ 又は資産 て専ら 0 流動: の認定事 化に 業の . 関 す る法 施 が 業 発 行

口 等が発行する社債の取得 を目的とする株式会社等に対する資金の貸付け又は当該株式会社 当該認定建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うこと 築物等 及びその 専ら、 に係る信託 敷地 認定事業者から認定事業の施行により **议** 下 の受益権 「認定建築物等」 を取得 という。 当該認定建築物等若しくは 整備される建築 若しくは 認定建

> 。 の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること

<u>ځ</u> 。 用 次号及び第七十一条第一項 建築物の 0) 0 次に掲げる方法に 整備に要する費用の 部 利用者及び都市 (公共施設並びにこれに準ずる避 により、 額の 0 (第一号において「公共施設等」という。 居住者等の 認定事業者の認定事業の施行に要する費 範囲内に限る。 利 一便の増進に寄与する施設 難)について支援するこ 施設 駐車場その 他 0

債の取得施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。)が発行する社同会社に限る。)に対する出資又は認定事業者(専ら認定事業の認定事業のを表する株式会社又は合品である

イ

口 う。 くは 成十年法律第百五号) 認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的 及びその敷地 合同会社若しくは特定目的会社 特定目的会社が発行する社債の 以下同じ。 5 認定事業者から認定事業の施行により整備される建 (以 下 に対する出資又は当該株式会社 「認定建築物等」という。 第 二条第三項に規定する特定目的会社をい (資産の流動化に関する法律 取)

を

取得し、 とする株式会社、 合同会社若し 築物 伞 該

項に 定する不動産特定共同事業契約に基づく出資 うことを内容とするもの た認定建築物等を取得し 不動 規定する不動 産特定共同 百事業法 産 取引 に限る (平成六年法律第七十七号) (認定建 当該認定建築物等の管理及び処分を行 築物等を整備 を対象とす んる同 条第 又は 第 整備され 一条第一 項 · 規

る方法 イ又は 口 掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定め

として施行する公 範 次に掲げる債務を保証すること。 囲内に限る。 共 施 心設等の 整備 に 要する費用 ただし、 認定事 0 額 ・業者が認定事 相 当 す る 額 業 \mathcal{O}

(略

め 式 会社等が行う社債の 認定事業者か 前 号 口 に規定する株式 らの認定建築物等の取得に要する費用に充てるた 発行に係る債務 (会社等が行う資 金 0 借 入れ 又は当 該株

2 四三 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

都市 号」と、 十九 第 項各号」 て適用する場合を含む。 市 合には、 開 号 第四条第一項 前 条第 : 再生特別措置法第二十九条第一 及び第二号」とあるの 項 発法第二十条第一号中 項 0 都 とあるのは 民間都市開発法第 民間都市開発法第十条中 規定により、 市再生 項各号」 第二号及び都市再生特別措置法第二十九条第 一特別措置法第二十九条第二項 と 「第四条第 民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場 以下この号において同じ。 民間都市開発法第十四条中 は + 「第十一条第 -一 条 第 「第四 項 「第四条第一 項 · 条第 、各号及び都市再生特別措置 第 項 及び第十二条中 項」 項 号 7 及 び 第 \hat{O} とあるのは 項第二号」 第 規定により 号) 」 と、 及び第 「第四 一号」 「第四条第 · 条第 とあ と、 第十一 二号並び 読み替え 一項 同 **追**法第二 るの 民 第 項」 間 項 条 都 に 第 は

> = 信託 \mathcal{O} (受託した土地に 及び 処 分を行うことを内容とするもの 認定建 築物等を整 備 限 該 認定 建 0 築物

取得 管理

ホ 定める方法 イからニまでに .掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で

三 範 として施行する 囲 次に掲げる債務を保証すること。 「内に限る。 公 共 施 設 等 0 整備 要する費用 ただし、 認定事業者が認定 0) 額 相 す る 額 事 業 \mathcal{O}

1

口 的 8 が 会社が 行う資金の 認定事業者からの認定建築物等の取得に要する費用に充てるた 前号口 ?行う社 に規定する株式 借入れ又は当該株式会社 債 0 発行に係る債 会社 務 合同 会社若 合同 一会社若しくは特定 会社 目

五四 (略

2

号」と、 都市 替えて適用する場合を含む。 間 十九条第 項各号」 合には、 第四 条第 都市 号及び第二号」とあるの 前 再 項 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 ¹条第 開 生特別措置法第二十九条第 (n) 民間 一発法第二十条第一号中 項 とあるのは 民間都市 規定により、 一項各号」 一項 (都市 都市 第 再 開 開 二号及び都市再生特別措置法第 と、 生 発法第十一条第 発法第十条中 「第四条第一 民間 一特別措置法第二十九条第 民間都市開発法第十四 都市 は 以下この号において同じ。 「第四 -機構が同項各号に掲げる業務を行う場 「第十一条第一項」とあるのは 項各号及び都市再 「第四条第一 条第 項 一項 第 及び第十二条中 号から 項 第 1条中 項 二項 第三号まで」 号及び第 第二号」 一十九条第 生特別 \hat{O} 「第四条第 規定により) 」 と、 「第四 措置 とあ 一号並 項 と、 <u>|</u>|法第二 条第 るの 一項 「第十 第三 読 び 同 民 に 4 第 は

読み替えて適用する場合を含む。 \mathcal{O} とあるのは は 「第十二条 「第十一条第一項」と、 (都市再生特別措置法第二十九条第二項の規定により)」とする。 同条第二号中「第十二条」とある

3 においては、 民間都市機構は、 国土交通省令で定める基準に従って行わなければならな 第一 項第一号及び第二号に掲げる業務を行う場合

第三十条及び第三十 一条 削除

より読み替えて適用する場合を含む。)」とする。 あるのは 項」とあるのは 「第十二条 「第十一条第一項」と、 (都市再生特別措置法第二十九条第二項の規定に 同条第二号中「第十二条」と

場合においては、 つない。 民 間都市機構は、 国土交通省令で定める基準に従って行わなければな 第一項 第 号から第三号までに掲げる業務を行う

3

6

(資 金の 貸付け)

第三十条 する費用に充てるべきものの 法第五 る法律 業務に要する資金のうち、 条第 (昭和四十 政府は、 項 \hat{O} 規定によるもの 民 年法律第二十号) 7間都市機構に対 政令で定める道路又は港湾施設の整備に関 部を無利子で貸し付けることができる のほ Ļ 第 か 都市 前条第 条第九項及び民間都市開 開 発資金の貸付けに関す 項 第 号に 掲げ る 発

2 前項の 規定による貸付金の償還方法は 政令で定める。

区 分経理)

第三十一条 に係る経理とを区分して整理しなければならない。 次条において 民間 「債務保証業務」 部市 機構は 第 という。 一十九条第 に係る経理とその | 項第三号に掲げる業務 他の 業務

(基金)

基

金

第三十二条 により政 金 (以下この条において単に 、府が交付する補助金をもってこれに充てるものとする。 民間都市機構に、 債務保証業務を円滑に実施するため 「基金」という。) を置き、 次項の の基 規 定

第三十二条 基金 第四項において 定により政府が交付する補助金をもってこれに充てるものとする。 (以下この条におい 民間都市機構に、 「債務保証業務 て単に 第一 「基金」という。 という。 一十九条第)を円滑に実施するため 項第二号に掲げる業務 を置き 次項の 0 規

協 議 会における認定事業を円滑 か つ迅速に施行するために必要な協

議

第三十三条 略

2 0 \mathcal{O} しを求め は、 規 前 項の 定 \mathcal{O} た同 協議を行うことを求めら 適用については、 特殊法 .項の 認定事業者」とする。 人の代表者並びに第三十三条第 同項中 れた協議会に関する第十九条第八項 並び に特殊法 人の代表者」 項 の協議を行うこ とある

略

3

第四節 略

第 款 都 市 再 生 特 别 地

区

等

都 市 再 生 特 別地区)

第三十六条

(略)

2 第 都市再生特別地区に関する都市計画には、 号 及び 第三号に掲げる事項 \hat{O} ほ か、 建 築物その 都市 計 他 画法第八条第三項 \mathcal{O} 工作物 以 下

もの に対する割合をいう。 ために必要な場合に限る。 建 建 に限 築物の 築物 対する割合をいう。 る。 等」 高 とい さの 及び最低限度、 . う。 最 高限度並び の最高限度 0) 0 誘導すべ 最高限度、 建築物の に壁 建築物の き用途 面 + 0) 容積率 建ぺ 建築物 分の 位 置 (当 11 兀 0 率 + 該 制 \mathcal{O} (延べ 地区 以 建 限 (建 築面 £ を 定 築 0) 面 \mathcal{O} 指 8 面 数 積 積 るもの 定の \mathcal{O} 値 \mathcal{O} 積 最低 を定 敷 \mathcal{O} 敷 地 目 とす 限 地 \otimes 的 面 度 面 る 積 \mathcal{O}

る。

協 議 会における認定事業を円滑か つ迅速に施行するために必要な協

議

第三十三条 略

2

とを求め 0) \mathcal{O} 前項の は、 規定 \mathcal{O} た同 適用につい 協議を行うことを求め 特殊法 項 Ó 認定事業者」とする。 人の ては、 代表者並びに第三十三条第 同 項 中 6 れた協議会に関する第十 「 並 び に 特殊法 0 項 の協議を行うこ 代表者」 九 条第四 とある

項

3 略

第三 節

略

第 款 都市 再 生 特 莂 地 区

第三

十六条

略

2 すべ に壁 建 限 建 第 高 築物 2築物の 都市 限 度 号及び 度、 き用 面 + 0 再生特別地区に関する都市 0 -分 の 容 途 建 建 位 1積率 築物 $\overline{\sim}$ 置 第三号に掲げ (当 匝 W 0 該 0 率 + 制 (延べ 地区 以 建 限 建 築面 £ を 定 の 面 $\overline{\mathcal{O}}$ 築 指定の る事 め 積の 面 積の 数 るもの 値を定めるもの 積 最低限度、 0 敷地面積に対する割合をいう。 項 敷 目 0 いとする。 地 的 ほ 計画には、 面 \mathcal{O} か、 積 ために必要 建 建 2築物の 対する割合をいう。 に限る。 築物その 都市 高さの な場合に限る。 計 他の 画 及び最低限 法第八条第三項 最高限度 工 作 物 0) 0) 度、 最高 誘導 並 0) 最 び

略

(道路の上空又は路面下における建築物等の 建築又は建設)

第三十六条の二 用区 のうち、 該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空 適切であると認められるときは、 道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが 際競争力の強化を図るため、 に規定する都市計画施設をいう。 定めるも 」域」 と 建築物等の敷地として併せて利用すべき区域 いう。 0 0 ほ 都市再生特別地区に関する都市計画には、 か を定めることができる。 特定都市再生緊急整備地 都市計画施設 当該都市計画施設である道路の 以下この条において同じ。 (都市計画法第四条第六項 この場合にお 域内にお (以 下 V いては、 て都. 前条第二 重 である 市の 複 区 利 域 玉 項 当

い。 間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならな

2 項 る道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。 交通大臣) ようとするときは、 \hat{o} 都 指定都市 市計画法第十五条第 は (同法第二十二条第 前項の規定により あらかじめ、 項 \hat{o} 都道府県又は同法第八 建築物等の建築又は建 項の場合にあっては、 同項に規定する都市計画施設であ 十七条のコ 設 の限界を定 同 項 Ô 国土 第

第三十六条の三 律第二百 定都市道路」 重複利用区域として定められている区域内の 規定を適用する。 一号)第四十三条第 という。 都市再生特別地区の区域のうち前条第 一項第二号に掲げる道路とみなして、 いては、 建築基準 道路 法 (昭和 (次項において 項の 十五年 規定によ 同 法

2 特定都市道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち 当該特定都

3

略

市道 築物とみなして と認めるも 十五号に規定する特定行政庁が安全上、 路に係る都 政 令で のに 定 8 る基準 市 0 同 V 再生特別 ては、 項 \mathcal{O} に 規定を適用する。 適 ?地区に関する都 同 合するも 法第四十四条第 \mathcal{O} で 防火上及び衛生上支障が あ 市 7 計 項 建 画 築基準 第 の内容に適合 三号に該当する建 法 第 条第三 L ない カゝ

第三 計 項」 二条の 規 一十六条の 画 [法第五十三条第 定 とする。 に より 十 四 重複利 とあるの 都 市再 用 項の 生特 区 域 は 規定の適用については、 别 地区 都 7 市再生特別措置法第三十六条の 定 0) 区 8 |域のうち 5 れて V 第三十六条の二 る区 同項第五号中 域 方に おけ る都 第 第 第 市 項

第三 して 再 五 \mathcal{O} 第 開 区 開 規 十六条の五 発事業については 域 発法による第 定 同 項 により 内 法 \hat{O} に 地区計画の おけ \mathcal{O} 重複 規定を適用する。 る第 都 利 市再生特別地区 種市街地再開発事業又は同法による第 用 区域内における第 種 区 市街地 一域と それぞれ同法第百九条の て定め 再 開 . の 区 発事 |域のうち 5 業又 れて 一種市街 介は同 る区 第三十六条の二 法第百 地 一第 再開発事業とみ 域 方に 十八 項 0) お 二種 け 地 条 市 る都 第 区 計 街 +地 画 市 項

第三十 大臣 指定 定若しくは変更をする市町村 都 項 都市 -七条 又は 0) 市再生事 都 道 市 (同法第二十二条第一 都 町 府県若しくは市町村若しくは同法第八十七 ・業を行おうとする者による都市 村 市再生事業を行おうとする者は、 又は第五十 (以下この 条 第 項の場合にあっては、 項 節にお \mathcal{O} 規定に基 計 都市 いて 画の 計画法第十五条第 決定等の づ 「都市計 き 同 条の二第 都 項 \hat{O} 市 提 国土交通 画 計 四決定権 案) 画 項 \mathcal{O} 決 \mathcal{O}

第三十 指定 する国土交通大臣の 大臣 (都市 項 都市 \hat{O} Ė 同 都道 条 再生事業を行おうとする者による都市 法 同 第 |府県若しくは市町村若しくは同法第八 都市再生事 八 法第二十二条第 十 五 権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任さ 条の 業を行おうとする者は、 0 規定に 項の場合にあっ により 同 法 第 計 ては、 都市 画 十七七 $\overline{+}$ 0 計 決定等の 条の二 同 画 法第 第 項 0 十五 第 提 項 玉 王 案 一交通 条第 規 項 定 \mathcal{O}

者」 ば に この場合におい . 掲げる都市 ならない と総称する。 計画 ては、 \mathcal{O} に対 決定又は変更をすることを提案することが 当該提案に係る都市計画の素案を添えなけ L 当該都市再生事 ・業を行うために必要な次 できる れ

第 一十六 、条第 項 0 規 定による都 市 再 生 特 莂 地 区 に 関 す Ź 都 市 計

二 四 略

لح

五. 都 V 市 、 う。 再開発法による市 に関する都 街 市 地 計 再開 画 発事 業 以 下 市 街 地 再 開 発 事 業

六 略

七 土地 X 画整 蓮 法による土地 区 画 [整理 事 業 以 下 土 地 区 画 整 理

とい , う。 に関する都 市 計 画

都市施設で政令で定めるものに関する都市

計

画

八

2

3

略

九

略

第五節 略

都 市再 1生歩 行者経路協定の 締 結等)

第 四 用 築物等の 11 十 五 0 ため 条の二 を有する者 設定されたことが 所有を目的 都 市 再 とする地上権又は賃借権 (土地区画整理法第九十八条第 生緊急整 明らかなもの 備地域内 を除く。 の 一 寸 (臨 0) 時設 土地 以下 配備その 項 0) 「借地 所 (大都市 有者 権 他 等」 及び 時 地 域 建 لح 使

> 定又は 対し、 くは変更をする市町 は れ 当該 市 . T 町 V 前 条第 提案に係る都市計画の素案を添えなければなら 変更をすることを提案することが 当 村 る場合にあっては 該 都市 又は第五十一 項 - 再生事業を行うために必要な次に掲げ 0 規 %定に 村 (以 下 条第 . よる都市 当該 「都市計画決定権者」と 項 地 の規定に基づ 方整備局 再 生 一特別 できる。 地区 長又は き都市 に この場合に 関 北 海 す んる都 ない。 つる都市 し総称す 道 計 画の 開 芾 発 る。 決定 お 局 計 計 長) 画 画 若 \mathcal{O} て に は 決 L 又

应 略

五. 発 事 都市 業 再 以 1開発法 下 市 街地 昭 和 再 匹 ·開発事業」 十四年法律第三十八号) という。 に関する都市 による市 街 地 計 画 再 開

六 略

事

八 七 整 土地区 理 で政令で定め 都市計画 事 業 画 以 [法第四 整 理 下 いるもの 法 土 条第五項の 昭 地 区 和二十九 関 画 整理事 ける 都市 年法 業」 施設 市 律第百十九号) 計 とい 画 以 · う。 下 都市 に 施設」 関す による土 る都・ 地 市 区 計 画 画

九 略

2 3 略

第四 飾 略

都市 再 生步 行者経路協定の 締 結等)

第 借地 その 四 築物その 十五. 権等」 他 条の 他の 時 使用 という。 İ 工作物の 0 都市 ため 再 を有する者 所有を目的とする地上 生 設定されたことが明ら -緊急整備地域 (土地区 角 の一 画 整理法第九十八条第 か 権又は賃借権 团 なもの 0 土地 を除 の 所 有者及び **(**臨 時 以 設 下 備 建 項

た土 土地 経路 路」 と総 有者 条に 域 年 目 権 上 して指定された土地にあっては、 内における都市 法 筡 0 お 的 とい 及び借 お 地 利 け 区 協 称する。 律 となって \mathcal{O} にあ 定 便 第 る住宅及び 画 目 的 [整理法第九 六十七 性及び安全性の向 う。 て準用する場合を含む。 とい となっ っては、 地 い 権等を有する者。 、 う。 号。 0) は、 る土 てい 整備又は管理に関する協定 開 住 宅地 |発事業の施行に関連して必要となる歩 地 当 十八条第 その全員の合意により、 以下 「該土地に対応する従前の る土地が を締結す 0 所 0 「大都」 有者の 供 上 給 \mathcal{O} ための ·ることができる。 ある場合におい 項の規定により 以下この 市 \mathcal{O} 合意を要しない 促進に関する 当 以下同じ。 住宅等供給法」 該土地に対応する従前 経路 節にお (以 下 当該都市再 (以 下 土地) ては、 仮換地として 特 0 1 とい 規定によ ただし、 て 別 都 措置 土地 「都市再 う。 市再 当 0) 生 法 該 区 一緊急整 ŋ 域内に借地 当 生 行 借 所 0 (昭 者の 指 該 生 第八 歩 土 地 有 仮 定さ 土地 歩 地 行 者 換 権 和 者経 等 十三 行 移 備 地 等 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} れ 者 動 地 所 لح +

地

法

2 略

都 市 再 生歩 行者経路協定 0 認 可

第 加 \mathcal{O} 各号 十五 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 ず 兀 n 市 に も該 町 村長は、 当 「するときは 第四十五 条の二 同 項 0 一第四 認 可 項 を 0 L 認可 な け 0 れ 申 ば なら 請が な 次

略

VI

建 0 用

三 兀 略

2

3

略

土地 又は 築物等 利 を不当に制限 するものでないこと。

兀

前の より 生緊急整 (大都市 借 域 $\overline{}$ 当 再 生 行 所 昭昭 土地の || 者の 角 指定され 該 生 歩 有者等」 仮 地 第八十三条におい 土地 ·行者経路」 権等の に 歩 換 和 備地 借 五 行者経路協定」という。 移 (地として指定され 地 地 動 十年 域 所 (土地 た土地に 域 有者及び É 上の と総称する。 目 権 内に におけ 的 等 法 ことなっ 区 という。 \mathcal{O} 利 律 におけ 便 画 第六十七 る住宅及び 目)借地 あっては、 [整理法第九 性及び安全性の 的 て準用する場合を含む。 てい となってい る都市開発事業の た土地にあっては、 権等を有する者。 、る土地 号。 の整備又は は、 住宅地 十八 当該土地に対応する従前 以下 その全員の合意により、 を締 の る土地が 条第 向 0 所 「大都市 上の 有者の 結することができる。 管理に関する協定 供 施行に関連して必要とな 給 ため 項 0 あ 以 以下同 住宅等 る場合に の規定により 下この 合意を要し 当 促 進に 該 0) 応土地に 経路 節に 供 関 ľ, におい ける 給 (以 下 ない。 対応す 法 0 当 お (以 下 土地 該 į, 0 て 仮 特 ただし は 換 都 て 規 と 别 都 んる従 定に 地 市 措 立. لح る 当 \mathcal{O} 市 5 置 再

市 再 歩

該 区 L

都 市 再 1生歩 行 7者経 路 協 定 の 認 可

第 兀 \mathcal{O} 各号 十五 条の o11 ず 兀 れ 12 市 町 ŧ 該 村 当す 1長は、 るときは 第 四 十五 条の二 同 項 0 第四 認 可 項 を 0 L 認可 な け れ 0 申 ば な 請 6 が な 次

土地又 略

は

建

築物

んその

他

0

工

作

物

0

利

用

を不当に

制

限

するもの

でな

\ \ \

略

1

. こと。

2 3 略

(借主の地位)

第四 借主の権限に係 定 ては、 十五 を適用する。 条の 当 「該建築物等 + る場合においては、 都市再生歩行者経路協定に定める事項が 0 借 主を土地所有者等とみなして、 その都市再生歩行者経路協定につ この 建築物等 節 \mathcal{O} 規 \mathcal{O}

第五章 都市再生整備計画等に係る特別の措

(都市再生整備計画)

2~4 (略)

第

四

一十六条

略

5 う。 業の 決定又は変更をすることができるもの のに限る。 指定都市 されている都市計画 画 下 第二項第三号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、 (都 計 実 /施のために必要な都市施設又は市街地開発事 及び当該市町村による当該都市計画の 画決定期限 市 が定めることとされてい 計画法第十五条第 であって第五十一 という。 (同法第八十七条の二第 項の規定により 条第一 を記載することができる。 るものを除く。 項の規定に基づき当該市町 (以 下 決定又は変更 「市町 一項の 都道府県が定めることと '村決定計画」 規定により で政令で定め 業に関する都 0 期 当該事 限 同 るも 村が とい 項 市計 以 \mathcal{O}

6~9 (略)

6

(

9

略

10 号に掲げる事項には 代七号までに掲げる施設 第 項 第三 都市の再生に貢献 号 若しく 道路法第三十二 は 工作物又は 掲げる事 道路 二条第 物件 (同法による道路に限る。 ず業に 以 項 関する事 第 下 「施設等」 号又は第四号から 項又は同 項 第四 第六

(借主の地位)

第 四 等とみなして、 経路協定につい 他の工作物の借主の 十五 条の十二 ては、 この節の規定を適用する。 都市 権限に係る場合におい 当該建築物その 再生歩行者経路協定に定める事 他の ては、 工 作 物 その 0 都市 項 を土地 が 再 建 生歩行者 築 不物その 有者

第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置

(都市再生整備計画)

2~4 (略)

第

四

-六条

略

5 う。 され 都市 業の 決定又は変更をすることができるもの \mathcal{O} 指定都市が定めることとされているものを除く。 兀 下 1条第七 に限る。 第二項第三号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、 計画 計画決定期限」 ている都市 実施のために必要な都市 及び当該市町 項 (同法第十五条第)であって第五十一条第一項の規定に基づき当該市 に · 規 計画 定す る市 という。 村による当該都市 (同法第八十七条の二第 街 地 一項の規定により都道府県が定めることと 開発事業をい 施設又は を記載することができる。 計画 市 (以 下 街 [地開 (T) 決定又は変更 「市町 項 以下同 発事 (T) 村 規定により 業 で政令で定めるも 決定計 じ。 (都市 0 期 画 計画 に関する 限 町 同 当 とい 村が 項 法 該 以 第 \mathcal{O} 事

きる。 第 るものが併せて講じられるものに限る。 るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要とな 十二条において同じ。 として政令で定め 項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することが るも 0) \mathcal{O} 通行者又は利用者の \mathcal{O} 設置 (道路交通環 で あって 境 利 便 \mathcal{O} 維持及び の増進に資するも 同法第三 向 + 上を図 二条 で

11 管理 同 可 記 0 載 市町村は、 意を得なけ 「者をいう。 権限を有する道路管理者 ようとするとき 都市 ればならない 以下同じ。 再生整備計 は 当該 及び都道府県公安委員会に協議 画に前項 (道路法第十八条第 事 項 E $\widehat{\mathcal{O}}$ 0 施設等の て あ 設置に 5 一項に規定する道 かじ 関する事 同 項 その 項 0 路 許 を

 13
 12

 第二
 (略)

法第九 ては、 施設等であって国土交通省令で定めるもの 街 とい 第一 0 灯 う。 当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する 十八条第 項 寸 並 一の土地 木その 第五号に掲げる事項には、 0 他 配置及び利用の状況その他の状況からみて 0) 一項の規定により仮換地として指定された土地にあっ 所有者若しくは借地権等を有する者 \mathcal{O} 都市 の居住者その 同 他の者の 項 第 (以 下 号の 利便 区 「都市利便 |域のうち、 0) 増進に寄与す (土地 当該区 区 増進施設 広場、 画 整 理 Ź 域

整備

又は管理

(当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくり

させるために必要なものを含む

以下同じ。

が必要となると認めら

推進を図る活動であって

当

該

体的な整備又は

管理の

効果を増大

権その

他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。

の建築物の所有者

(当該建築物に関する賃借

若しくは当該区域内

二条の三

第

項において同じ。

又は第七十三条第

項の規定により

第七十

指定された都市

再

1生整備推進法人による都市利便

増進

施設

0

体的

な

10

略

れる区 項 、を記載することができる。 |域及び当該都市利便増進 施設 0 体的 な整備又は管理に 関 する

14 \ 17

略

市 町村都市再生整備協議会)

第四 一十六条の二 (略)

2 供 町 ができる。 民 以給公社、 間 公益施設 村協議会に、 前項各号に掲げる者は、 『事業者その他まちづくりの推進を図る活動を行う者を加えること 民間都市機構、 0 整備若しくは管理を行い 関係都道府県、 当該都市再生整備計画の区域内において公 必要があると認めるときは、 独立行政法人都市再生機構、 又は都市開発事業を施行する 協議して、 地方住宅 市 2

3 5 (略)

都 市再生整備推進法人による都市再生整備計画 0 作成等の提案)

第四 都市 備 ことを提案することができる。 その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をする 一十六条の三 推 再生整備計画 進法人は 第七十三条第 市町村に対し の素案を添えなければならない。 項の規定により指定された都市再生整 この場合においては 国土交通省令で定めるところにより、 「該提案に係る

2 ればならな るときは 市 に係る都市再生整備計画の素案の内容は 再 前項の規定による提案 生 整 備 都市再生基本方針及び地域整備方針) 計画 画提案に 係る土地 (以 下 0 「都市再生整備計画提案」 区 屋域が : 都市再生緊急整備地域 都市再生基本方針 に基づくものでなけ とい (当該 内にあ う。 都

> 11 \ 14 (略)

市 町 ·村都市再生整備協議会)

第四 十六条の二 略

を加えることができる。 供 町 K給公社、 村協議会に、 前項各号に掲げる者は、 民間都市機構その他まちづくりの推進を図る活動を行う者 関係都道府県、 必要があると認めるときは、 独立行政法 人都市再 生機 構、 協議、 して、 地方住宅

市

5 略

3

(都市再生整備計画提案に対する市町村の判断等)

第四 部 再生整備計 遅滞なく、 を作成しなければならない。 生整備計 を実 十六 0 条 作成又は変更をする必要があるかどうかを判断 現 することとなる都 画の作成又は変更をする必要があると認めるときは 0 都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画 兀 画 [提案に係る都市再生整備計 市町村 は 市再 都 市 生整備計画 再 生整備計 画の を 画 置提案が 素案の V Ď 内容の全部又は 次条にお 行 わ れ たと 当該都市 V その き 7 (都 市 同 は、 再 じ 案

い場合にとるべき措置)(都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成等をしな

第四 整備計画の作成又は変更をする必要がな 生整備推進法人に通知しなければならない。 十六条の五 そ の旨 及びその 市町村は、 理 由 を 都市再生整備計 当 「該都市再生整備計画提案をした都市 1 、 と 判 画提案を踏まえた都 断 したときは 遅 市 滞な 再生 再

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五 にお 画 する日までの 第 十一 に係る都市 項の V 条 て準用する場合を含む。 規定にかかわらず、 市町 間に限り、 計 村は、 画 \mathcal{O} 決定又は変更をすることができる 都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の二 都市再生整備計画に記載された市町 第四十六条第十六項後段 の公告の日から計画決定期限が (同条第十七項 村決定計 到 来

2~4 (略)

(施行予定者)

| 第五十二条 前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五 画 する日までの に 第 十一 に お ĺ١ 項 係る都市 て準 条 $\hat{\mathcal{O}}$ 規定にかかわらず、 用する場合を含む。 市町村は、 間に限り、 計 画 0 決定又は変更をすることができる 都市計画法第十五条第一 都市再生整備計画に記載された市 第四十六条第十三項後段 の公告の日から計画決定期限が 項及び第八十七条の二 同 条第 町 村 決定 十四 到 計 項 来

2~4 (略)

(施行予定者)

第五十二条 前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市

項 該都市計 計 定者とするものに限る。 \hat{o} 画 ほ [には、 か、 画に係る市街地開 都市 当該都市 計画 [法第十一条第二項又は第十二条第二項に定め 計画に係る都市 及びその期限を定め 発事業の施行予定者 施設に関する都市 いなけ (当 T該市町 れ ば 計 ならない 画 事 村を施行予 業又は当 る事

2·3 (略

(道路整備に係る権限の移譲

第五十八条 (略)

2 · 3 (略)

4 う場合においては、 者に代わってその 市 町 村 は、 第 項 権限を行うものとする。 政令で定めるところにより、 の規定により 国道 の新設等又は国 当 該道路の [道の維持等を行 道 路管理

第四款 道路の占用の許可基準の特例

第六 同法第三十二条第 号に規定する道路の占用をい る事項に係る施設等のための道路の占用 第三十三条第 \mathcal{O} 内に限り を除 八十二条 都市再 都市再生整備計 で次に掲げる要件 項 2生整備計画に記載された第四十六条第 \hat{o} 一項又は第三項の許可を与えることができる。 規定にか 画 かわらず 0 区 0 |域内 同 1 法第三十三条第二 ず れにも該当するも 0 道 都市再生整備計画の (同法第三十二条第 路の 道路管理者は 一項に規定するも 十項 のについ 計 二項 規定す 道路法 画 第 期間

れる施設等

(当該指定に係る種類のものに限る。

の区

ためのもので

域内に設けら

道路管理

者が

施設等の

種類ごとに指定した道路の

もの 第四 に係る市街地開発事 項 計 $\hat{\mathcal{O}}$ 画 に限る。 ほ に 条第十五項に規定する都市計画事業をいう。 は、 か 都市 当該 都市 及びその期限を定めなければならない。 計画法第十一条第二項又は第十二条第二項に定める 業の 計画に係る都市 施行予定者 施設に関する都市 (当該市町 村を施行 又は当 計 画 予定者とする 該 事 都市 業 (同 計 法 事 画

2 · 3 (略)

(道路整備に係る権限の移譲)

第五十八条 (略)

2 3 (略)

4

)に代わってその権限を行うものとする。 者 う場合におい 市 (道路法第十八条第 町 対は、 、ては、 第一 項 政令で定めるところにより、 の規定により国道の新 項に規定する道路管理 設等又は国 者を 当 該 1 . う。 道 道 路の の維 以 道路 下同 持 等 を行 管 理

第四款 独立行政法人都市再生機構の業務の特例

第六 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 法 八十二条 委託 号 業務及び都市再生整備計画に基づ (平成 Ď 業務を行うことができる。 に 基づ (十五年法律第百号) 独立行政 き 都市 法人都市 再 生 整備計画 第十 再生機 機は、 く事業の促進を図るために必要な 条に規定する業務の 0 作 成 独立 関 行政 す る同 法人都市 第 ほ カコ 再生 項 第五 市 町 機 号 村 構

あること。

- 令で定める基準に適合するものであること。 三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政
- 2 例道路占用区域」 察署長に協議しなければならない。 市 道路管理者は 町 村 \mathcal{O} 意見を聴くととも とい 前項第 、 う。 一号の道路の区域 を指定しようとするときは、 に 当該特例道路占用区域を管轄する警 (以下この 条にお あら V て カ᠈ でじめ 特
- 3 指 道路管理者は 定 0 区 域 及び施設等 特例道路占用区域を指定するときは、 \mathcal{O} 種類を公示し なけ れ ば ならない。 その旨並びに

4

前二項の規定は、

特例道路占用区域の指定の変更又は解除につい

て

潍

用する。

5 るの 維持及び向上を図る」とする。 載 を確保する」 \mathcal{O} 規定の 第 た書面を添付して は 項 申 適用については、 の許可 ・請書に、 とあるのは に係る道路法第三 都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置 一円滑な交通を確保し کے 同法第三十二条第 同法第八 + 一条第 十七条第 項 二項中 及び 又は道路交通環境の 項中 第八 「申請書を」 十七 円滑 条第 を記 交通 あ 項

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか

要する費用の一部(公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に一次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に

0

承認を受けて、

次に掲げる業務を行うことができる。

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

第

の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣、七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか

要する費用の一部(公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に

限る。)について支援すること。

イ 事 社等に限る。 業者 認定整備事業者 (専 5 一認定整備事業の に対する出資若しくは資金の貸付け又は認定整備 (専ら認定整備事業の施行を目的とする株式 施行を目的とする株式会社等 限る 会

が

発行する社債

の取得

口 る信託 等に対する出資若しくは資金の貸付け又は当該株式会社等が する社債の取得 る建築物及びその 専ら、 という。 当該認定整備建築物等若しくは当該認定整備建築物等に係 の受益権 認定整備事業者から認定整備事業の施 若しくは認定整備建築物等に係る信 0 敷地 管理及び処分を行うことを目的とする株式会社 (以下この号におい て 「認定整備建 行により整備さ 託 受益権 築 発行 物 を 取

項に規定する不動産取引 条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資 及び処分を行うことを内容とするものに限る。 された認定整備建築物等を取得し、 不動産特定共同事業法 (認定整備建築物等を整備 (平成六年法律第七十七号) 当該認定整備建築物等の を対象とする同 第二条第 又は整 管理 備

ホ (略)

2 二 <u>•</u> 三 3 (略) (略)

第七十二条の二 を有する者) 地 区 規定する区域内の一 画 に しあっては、 [整理法第九十八条第 は、 当 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十二項 その全員の合意により、 該 寸 土地に対応する従前の の土地の所有者及び借地権等を有する者 一項の規定により 土地 当該区域内における都市開 仮換地として指定された土 0 所有者及び借地 (土 地 権等 E

> 限る。)について支援すること。

イ 社又は合同会社に限る。 認定整備事 業者 (専ら認定整備事業の施行を目的とする株式)に対する出資

会

口 す 行うことを目的とする株式会社 る建築物及びその敷地 っる 出資 という。 専 3,6 認定整備事業者から認定整備事業の施行により整備され を取得し (以下この号において 当該認定整備建 合同会社又は特定目的会社に対 足築物等 「認定整備建 \dot{O} 管理 及び 築物等 処 分を

定共同 得し、 するものに限る。 定整備建築物等を整備し、 不 . 動 .事業契約に基づく出資 当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容と 産 [特定共同事業法第二条第二項に規定する不動 を対象とする同 又は整備された認定整備建築物等を取 条第 三項に規定する不動 産 取 引 産 (認 特

ニ・ホ (略

_ : 三 略. (略

2

3

第七十二条の二 有する者) に 画 定する区域内の一 整理法第九十八条第 あっては、 は、 当該 その全員の合意により、 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項 土地に対応する従前の 団の土地の 一項の規定により 所有者及び借地権等を有する者 土地の 当該区域内における都市 仮換地として指定された土 所 有者及び借地 主 権 んに規 開 等 地 発 地 区 を

ただ 地 内 指 都 性 発 事 権 定 市 \mathcal{O} 借 さ Ļ 向 業 再 \mathcal{O} 地 n 生 0 上 当 整 目 権 \mathcal{O} 施 た 該 的 等 土 備 た 行 とな 歩 \mathcal{O} 地 土 8 に 地 目 関 に 行 \mathcal{O} 0 的 あ 者 経 連 (同 て とな 経 0 路 L て必 て 法 路協 11 \mathcal{O} る土 は、 第 0 整 定 て 九 要となる歩 備 地 当 + 11 又 該 八 ح \mathcal{O} る土地が は 条第 所 土 1 管 有者の う。 地 理 行者 に に 項 関 対 あ 合 る場 応す を \mathcal{O} す 0 締結す 規 意 る 移 一合に 定に る を 協 動 要 定 従 上 より L お る 前 0 次 ことが な 1 \mathcal{O} 利 土 仮 項 て 便 地 換 性 は に 地 で お 及 とし 当 0 び 該 区 る て 安 借 域 7 全

2

2

有者 急整 路 者 \mathcal{O} 第 Ŧī. 整 者 百 項 整 とす 第 す 都 0 条 備 経 経 第 項 備 前 りる者 整 等 中 兀 項 \mathcal{O} 第 路 市 計 備 路 歩 章 行 備 第 再 画 地 第 ++(第 号 第 とあ 7 中 者 又 六 兀 を 生 に 域 Ŧī. 匹 条 中 は 整 第 七 묽 記 経 節 · う。 管理 るの 載さ とあ 十二条 都 司 +第 中 備 路 (第四 都 項 歩 条 協定につ 五 +市 第 及び 都 は 行 る 市 再 に 以 れ 関 た区 項 下この 生 十五 0 再 0 市 者 \mathcal{O} 土 第 項 生歩 歩 経 0 再 は Ź 規 域」 及び 行 第 生 地 路 第 条 |緊急 項 者 事 定に *(*) 第 行 節 て \mathcal{O} 所 と 準 項」 項」 中 四 項 第 者 に 有 経 ٤, 路 用す 整 者 兀 経 ょ お \mathcal{O} 第 +とあ 都市 第四 と 十五 路 経路 0 n 等 備 六 1 第四 都 地域 7 条第 る。 項 第七 とあ 第 同 十 五 とあ を除く。 る 市 再 条 を + 生 \mathcal{O} 兀 1 0 再 \mathcal{O} 十 . う。 るの 条の二 生 十二 歩 地 五. る 0 は 十 十 行 項 場 五. 整 条 0) 域 一合に 第 条 者 備 整 \mathcal{O} 第 以 は 条 \mathcal{O} は 第 七 \mathcal{O} 計 7 \mathcal{O} 規 下 \mathcal{O} 備 経 都 第 項 都 規 路 定 同 +七 画 方 お じ。 針 第 第 項 中 に 1 定 及 に \mathcal{O} 市 市 条 四 項 より 記 並 て、 は、 び 再 再 0 لح 項 中 لح 都 生 第 +生 載 び あ 本 あ に 兀 さ 五. 都 市 整 \mathcal{O} 整 同 都 第 土 る +れ る 条 文 第 市 再 備 備 条 市 \mathcal{O} に \mathcal{O} ٤, 五. た \mathcal{O} 地 兀 再 生 歩 歩 第 再 項 は 兀 規 は 生 緊 行 所 行 生

> 条 備

者 同 者 項 整

都 市 利 便 増 進 協 定

関

 \mathcal{O}

項 都

す 者 都

だし 定さ 市 \mathcal{O} 事 権 に 等 借 再 向 業 地 れ 生 0 \mathcal{O} 上 た土 当 整 目 権 \mathcal{O} 施 的 等 該 備 た 行 لح 地 土 歩 8 0 な 地 関 目 に 行 \mathcal{O} 0 的 あ 者 連 経 同 てい 経 لح つ 路 L なっ 路協 て 法 7 \mathcal{O} は、 必 る土 第 整 定 て 九 備 要とな 地 当 1 + 又 とい 凣 該 \mathcal{O} る土地が は る歩 条第 所 土 管 有 う。 地 理 者の に 行 あ 対 項 関 者 合意 る場 応す を締 \bar{o} 0 す 規 る 移 心を要 一合に 定に 結す 協 る 動 従 定 上 より L お 前 ることが 0 次 な 11 利 \mathcal{O} 7 土 仮 項 便 地 換 に 性 は 地 できる。 お 及 とし 当 0 び 該 区 安 て 全 借 域 内 指 た 都 地

急整 んる者 等 備歩 0 計 経 経 前章 0 市 市 項 第 す 路 第 る 規 再 画 備 路 第 再 + 行者 定に 事 生 لح 生 に 뭉 第四 を 地 第 号 あ 記 項 項 緊 1 整 第 域」 ۲, 中 单 七 う。 急 るの 備 載 経 節 とあ とあ ž ٢ n 歩 項 同 十二 都 路 整 (第 都市 路定に 及び 市 都 備 以 は 行 条 n た区 第 四 市 者 条 る 第 地 下 る 再 土 経 冗 生 \mathcal{O} 再 域 同 第 \mathcal{O} 再 0 + じ。 |域 項 . つ 立 生 路 生 歩 は + \mathcal{O} 地 は 項 及び 歩 第 1 五. 整 地 所 \bigcirc 行 条 || 者経 の二 と 第 備計 中 第 行 て準 条 域 有者等 と 0 四 者経路」 七 整 第 項 ー用す 都 第 四 四 第 路 七 備 Ł, \mathcal{O} + 画 十 五 第四 市 経路 <u>の</u> 及び に 方 六 一条の (第七 十五 条第十 る。 記 針 第 再 項 とあ でを除 十五 とあ 匝 をい 生 第 条 載 十二 この 条の É 0 兀 لح 歩 + るの 第 . う。 あ <u>項</u> れ 五. 行 る 条 +条 の 0 者 場 五. た る 条 \mathcal{O} 湯合に 経 0 第 0) \mathcal{O} 経 項 条 規 第 は 以 は 路 定に 0 路 は 兀 第 下 0 とす 項 おい 都 都 規 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 項 同 第 じ。 整 第 項 並 定 中 中 市 市 ょ ŋ 項 中 لح は 備 兀 項 び 再 て、 再 あ 都市 第 本 に 生 生 又 文に 土 第 は 兀 る 整 整 兀 市 \mathcal{O} 同 都 $\tilde{\mathcal{O}}$ 묽 地 兀 備 条 再 再 備 条 市 ٢ 第 中 規 第 五. 理 所 は 十 生 生 歩 歩 再 整 緊 行 行 条 +定 有 五 生

都 市利便増進協定)

第七十二条の三 村 都市再生整備推進法人は、 所有者等」 権等を有する者) 土地 規定する区域内の た土地にあっては、 長の 関する協定 区 |画整理法第九 認定を申請することができる。 という。 (以 下 都市再生整備計 若しくは当該区域内の建築物の所有者 一十八 当該土地に対応する従前の土地の 団の土地の 「都市利便増進協定」 又は第七 条第 都市利便増進施設の 所有者若しくは借地権等を有する者 項の規定により 十三条第 画に記載された第四十六条第十三項に という。 項の規定により 仮換地として指定され 体的な整備又は管理 を締結 所有者又は借地 以下 指定された 土地 市 町

2 0 都市利便増進協定においては、 次に掲げる事項を定めるものとする

都市 利 便 増 進 協定の目的 となる都市 利便 増進 施設の種類及び位置

三 第 号の 都市 利便増進施設の 体的な整備又は管理に要する費用

体的な整備又は管理の方法

前号の都市利便増進施設の

六 五 四 負担 都市利便増進協定を変更し、 1の方法 又は廃止する場合の 手続

その他必要な事項

都市利便

は増進協定の有効期間

都 市 利 便増進 |協定の認定基準|

第 ることができる。 という。 協定が次に掲げ 十二条の の申請があった場合において、 兀 市町 る基準 村長は、 に適合すると認めるときは 前条第 項 の認定 当該申請に係る都市利便増 以下 協定の 協定の認定」 認定をす

- 。| 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること
- と。

 「はい都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであるこれのである項目の内容が適切であり、かつ、第四十六条第十三項の規定のがであり、から、第四十六条第十三項の規定において定める前条第二項第二号及び第三号に
- でに掲げる事項の内容が適切なものであること。
 三 都市利便増進協定において定める前条第二項第四号から第六号ま
- 四 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(都市利便増進協定の変更)

前条の規定は、前項の場合について準用する。

2

(協定の認定の取消し)

協定の認定を取り消すことができる。第七十二条の六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、

- に適合しなくなったと認めるとき。 認定都市利便増進協定の内容が第七十二条の四各号に掲げる基準
- われていないと認めるとき。整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な

民間都市機構 \mathcal{O} 行う都市利便増進協定推進支援業務)

第七十二条の七 等に対 増 又はあっせんその他の援助を行うことができる。 承認を受けて に限る。 進 項に規定する業務のほ 施設 (民間事業者による都市開発事業に関連して整備されるも 当該 0) 体的な整備又は管理を支援するため、 当該認定都市利便増進協定を締結している土地所 民間都市機構は、 体的な整備又は管理に関し必要な情報の提供 カゝ 認定都市利便増進協定に基づく都市 第二十九条第一項及び第七十 国土交通大臣 有者 条第 利 助 言 便 \mathcal{O} \mathcal{O}

2 条第 都市 には、 規定により読み替えて適用する場合を含む。 同 み替えて適用する場合を含む。 都市再生特別措置法第七十二条の七第一項に規定する業務」 各号に掲げる業務」とあるのは とあるのは 項」 前項の規定により、 - 開発法第二十条第 一項 とあるのは 民間都市開発法第十 (都市再生特別措置法第七十二条の七第) 「第十二条 第十 民間都市機構が同項に規定する業務を行う場合 (都市再生特別措置法第七十二条の七第 号中 条第 条第 第十 以下この号において同じ。 「第四条第一項各号に掲げる業務及び 項 項及び第十二条中 条 第 同条第二号中)」とする。 項」 とあるのは 二項の規定により 「第四条第 第十 ٢ 第十 二項 条」 民間 Ó 項

第七十二条の八 備推 は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用につい 和三十七年法 不団で都市の 進法人が認定都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹 (律第百四十二号) 美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 〔致を維持するための樹木の保存に関する法律の 第七十三条第 項の規定により指定された都市再生整 第 一条第 項 \hat{O} 規定に基づき保存樹又 特例) 木の (昭

、都市の美観風

有者」 び第八条中 ては 市再生整備推進法人をいう。 (都 とあるのは 同法第五条第 市再生特別措置法第七十三条第 「所有者」 「所有者又は推進法人」とする。 項中 とあるのは 「所有者」 以下同じ。 「推進法人」 とあるのは 項の規定により と、 と 同法第六条第 「所有者及び推進 同法第九条中 が指定され れ た 都 二項 及 法 所

国]等の援助)

第七 助を行うよう努めるものとする。 締結及び円滑な実施に関し必要な情報の提供 十二条の九 又は締結しようとする土地所有者等に対 国及び関係地 方公共 団 体 は 都 指導 市 都市利便増進協定の 利 便 増進 助 言その 協定 他の を締結 援

第七節 (略

都. 市再生整備推進法人の指定)

第七十三条 推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる うことができると認められるものを、 件に該当するものであって、 推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要 営利活動法人、 市町村長は、 般社団法人若しくは一 特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非 次条に規定する業務を適正かつ確実に行 その申請により、 般財団法人又はまちづくり 都市再生整備 \mathcal{O}

2 \ 4 (略)

推 進法 人の業務

第七十四条 推進法人は、 次に掲げる業務を行うものとする。

第六節

略

(都市再生整備推進法人の指定)

第七十三条 う。 を、 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの 営利活動法人又は その申請により、 として指定することができる。 市町村長は、 般社団法人若しくは一 都市再生整備推進法人 特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非 般財団法人であって、 (以 下 「推進法人」 とい 次条

2 \ 4 (略)

(推進法人の業務)

第七十四条 推進法人は、 次に掲げる業務を行うものとする。

遣 民間事業者に対し、 項 (に規定する都市再生基本方針に基づい 第四十六条第 情報の提供 項の土地の区域における都市開発事業であっ 相談その他の援助を行うこと。 当該都市開発事業に関する知識を有する者の て行われるものを施 行する て 同 派

(略)

三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

1 (略

口 おける居住者、 て国土交通省令で定める施設の整備及び 公共施設又は駐車場その 滞在者その他の 他 \mathcal{O} 者の 第四 利便の 十六条第 管理に関する事業 増進に寄与するもの 項 \mathcal{O} 土地 \mathcal{O} 区 一域に

兀 略

五. あっては、 国土交通省令で定める施設の所有者 うこと。 第四十六条第一項の土地の区域における公共施設又は第三号ロ その全員) との契約に基づき、 (所有者が二人以上いる場合に これらの施設の 管理を行 \mathcal{O}

六 都 市利便増進協定に 基 き都市 利便增進 施設 \mathcal{O} 体的 な整備又は

略

管理を行うこと。

八七 第四 十六条第 項 の土地 0 区 域 に におけ る都市 再生に関する普 及

九 略

啓発を行うこと

(民間都 市機構の 行う推進法人支援業務

第 び第七 七十七 条 十二条の七第 民間 都市 機 構 項に規定する業務のほか、 は、 第二十九条第一項 推進法人によるその 第七十 条第 項及

> 六条第 る者の派遣 施行する民間事業者に対し、 都市 再生整備計画 項に規定する都市再生基本方針 情報の 提供、 [の区域内における都市 相談その 当該都市開発事業に関する知識を有 他の 援助を行うこと。 に基づいて行われるもの 開発事業であって第四 す を +

(略)

次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に 参加すること。

1 (略

口 者、 通省令で定める施設の 載されたもの 公共施設又は駐 滞在者その に限る。 他の 車 者の 半場その 整 備 利便の増進に寄与するものとして国 他 . 関 \mathcal{O} する事業 都市 再 生 整備 都 市 計 再 画 生整備 \mathcal{O} 区 域 計 内 この居住 土 交 記

兀 (略

五. 三号口 管理を行うこと。 る場合にあっては、 都市再生整備計画に基づく事業により整備される公共施設又 の国土交通省令で定める施設の所有者 その全員)との契約に基づき、これらの (所有者が二人以 施 上い 設 は 0 第

六

(略

七 略

(民間都市

飛構の

行う推進法人支援業務

第七十七条 に規定する業務のほか、 民間 都市 機構は、 推進法人によるその業務の円滑な実施のため 第二十九条第一 項 及び第七十 条第 項

業務を行うことができる。 業務の円滑な実施のため、 国土交通大臣の承認を受けて、 次に掲げ Ś

2 \ <u>=</u> 3 (略) (略)

(区分経理)

第七十九条 の他 より支援するものに限る。 第二十九条第 の経理と区分し 民間都市機構は、 一項第一号に掲げる業務 特別の 勘定を設けて整理しなけ 次条において同じ。 次に掲げる経理については、 (イ及びロに掲げる方法に 及び第七十 ればならない。 それぞれそ 条第

<u>_</u>| 第二十九条第 項 第二号に掲げる業務に係る経理

る経理 を除く。

項

第

号に掲げる業務

(イ及びロに掲げる方法

(出資に係る部分

により支援するものに限る。

次条において同じ。

に係

発行額の (第二十九条第一項 特例等) 第 一号に掲げる業務等に要する資金に係る債券の

第八 第七十 定による債券を発行することができる。 十条 É は 一条第一 民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規 民間都市機構は、 項 第 一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるた 第二十九条第 一項第 一号に掲げる業務及び

2 第七十 めの民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項 た金額の 政府は、 年法律第二十四号) 条第 範囲内において、 法人に対する政府の財政援助の 項 第 号に掲げる業務に要する資金の財 第三条の規定にかかわら 第二十九条第 一 項 第 制限に関する法律 一号に掲げる業務及び ず 国会の 源に充てるた 議決を経 (昭 和二

> 国土交通大臣の承認を受けて、 次に掲げる業務を行うことができる

<u>ر</u> <u>=</u> (略)

2 略

3

条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二の規定による債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入

第八十一条~第八十四条 (略)

について

保証契約をすることができる。

附則

(民間都市再生事業計画の認定を申請する期限)

り行うことができる。 第三条 第二十条第一項の申請は、平成二十九年三月三十一日までに限

第七十九条~第八十二条 (略)

附則

(民間都市再生事業計画の認定を申請する期限)

り行うことができる。第三条の第二条の申請は、平成二十四年三月三十一日までに限

期限) (独立行政法人都市再生機構の業務の特例に係る委託契約を締結する

十一日までに締結される場合に限り行うことができる。委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十二年三月三第四条第六十二条の規定により独立行政法人都市再生機構が市町村の

(道路整備特別会計法の一部改正)

次のように改正する。第五条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を

本第二十二号)第三十条第一項」に改める。本等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三条又は都市再生特別措置法(平成十一年法律第百十七号)第十三条」を「、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進

法 法律第二十二号) 第三十条第 は附則第十五条第一 する特別措置法 第百十七号)第十三条」を「」とあるのは 活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 六十二号) の促進に関する法律 は 附則第十八項中 (平成十四年法律第二十二号) 第三十条第一項」に改める。 「民間都市開発の推進に関する特別措置法 第五条第 (昭和六十二年法律第六十二号) 「又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等 項」 平 項若しくは附則第十五条第 成十 کر 一項」とあるのは 又は都市再生特別措置法 年法律第百十七号) 「民間都市開発の推進に関 (昭和六十二年法律第 第五条第 都市再生特別措置 項 (平成十 民間資金等の (平成十四年 一項若しく 年法律 とある

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第一条第八項中「第二号」の下に「並びに都市再生特別措置法(平る。 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正す

等に条等に乗り「等回条等・賃等・号・つべた」をが飛り手に特別える。 成十四年法律第二十二号)第二十九条第一項第一号及び第二号」を加成十四年法律第二十二号)の下に「並びに都市再生特別措置法(平第一条第八項中「第二号」の下に「並びに都市再生特別措置法(平

措置法第二十九条第一項第二号」を加える。第二条第九項中「第四条第一項第一号」の下に「及び都市再生特別

(都市計画法の一部改正)

第八条第一項第四号の次に次の一号を加える。第七条 都市計画法の一部を次のように改正する。

六条第一項の規定による都市再生特別地区四の二 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三

第八条に次の一項を加える。

一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。4 都市再生特別地区について都市計画に定めるべき事項は、前項第

の二、第八号」に改める。第十三条第四項中「第八条第一項第八号」を「第八条第一項第四号

号」に改める。第四号の二、第九号」に、「同項第十二号」を「第八条第一項第十二第四号の二、第九号」に、「同項第十二号」を「第八条第一項第十五条第一項第四号中「第八条第一項第九号」を「第八条第一項

第三十三条第一項第一号に次のただし書を加える。

地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、こただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別

限りでない。

0)

(都市再開発法の一部改正)

第八条 都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二条の二第

一項を次のように改める。

者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する

宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地に意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である

ついて第一種市街地再開発事業を施行することができる。

をいう。以下同じ。)の区域

一 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区

。以下同じ。)の区域十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう二、都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二

三都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画、第七条の八

域」 条第 三十二条第 災 べてに該当するものに限る。 沿道の 街区 という。 第 都市計画法第十二 項 \mathcal{O} 整備に 整備の 項 0 規定による沿道地区計画の \hat{O} 一項の規定による防災街区整備地区計画又は幹線道 規 促進 関する法律 定による再開発地 に 条の五第一 関する法律 (昭和五十五年法律第三十四号) 第三条において「特定地区計画等区 |項に規定する地区 区 平 計 成 区 画 域 九 密集市 年 (次に掲げる条件のす 法律第四十九号) 街 整 地における防 備 計 画 第九 第

沿道の 条第 計 集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三 七 画 (第三号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の 条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画、 <u>п</u> 二項 |域であること。 整備に関する法律第九条第二項に規定する沿道地区整備 において (第二号に規定する特定建築物地区 「地区整備計画等」という。 整備計画若しくは が定められて <u>+</u> 同 密

割合の 場合並 さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する 二号に規定する特定地区防災施設をいう。 対する割合の 面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに おける防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項 |整備計画において建築物の特定地区防災施設 定する高度利用地区について定めるべき事項 地区整備計画等において都市計画法第八条第三項第二号チに 最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている び に沿道地区整備計画にお 最低 限度及び建 建築物の いて建築物の沿道整備道路に 高さの 最低 に面する部分の 限度が定められ (密集市街地に (特定建築物 長 第

ている場合にあつては、

建築物の容積率

(延べ面積の敷地面積

められていること。 に対する割合をいう。 以下同じ。 の最低限度を除く。 が定

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百 一号) 第六十八条の二

第 が 定められていること。 項の規定に基づく条例で 口に規定する事項に関する制限

地区」 第三条第一項第一号中「都市計画法第八条第 を「高度利用地区、 都市再生特別地区」 に改め、 一項第三号の高度利用 同項第一 二号ホ

高度利用地区」 の 下 に 都市再生特別地区」 を加える。

第七条の二第 一項 中 「高度利用地区」の下に 都市再生特別地区

を加える。

第百三十八条第 項中 「都市計画法第八条第

項第三号の」

を削る

0

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一 部改正

第九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成

九年 ·法律第四十九号) 0 部を次のように改正する。

第四十七条第一項中 「又は都市再開発法第二条の二第一項」を

の規定による都市再生特別地区の区域又は都市再開発法第二条の二第 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) 第三十六条第 項

項第三号」に改める。

- 41 -

十年以内とする。 十年以内とすることができる。この場合においては、その償ときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還と	が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があ「項第一号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構	11 国は、前条第九項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一 112~10 (略) 2	第二条 (略) 第二条	(利率、償還方法等)		する資金の一部を貸し付けることができる。	う。)に対し、同法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要	により指定された民間都市開発推進機構(以下「民間都市機構」とい	第六十二号。以下「民間都市開発法」という。)第三条第一項の規定	9 国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律 9	2~8 (略) 2	第一条 (略) 第	(都市開発資金の貸付け)	改正案
する。 する。 ことができる。この場合においては、その償項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があ	務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充て項第一号及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号に掲げる業	11 国は、前条第九項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一2~10 (略)	第二条 (略)	(利率、償還方法等)	金の一部を貸し付けることができる。	別措置法第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資	う。)に対し、同法第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特	により指定された民間都市開発推進機構(以下「民間都市機構」とい	第六十二号。以下「民間都市開発法」という。)第三条第一項の規定	国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律	2~8 (略)	第一条 (略)	(都市開発資金の貸付け)	現

改正案	現
(都市施設)	(都市施設)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設	4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設
、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市	、都市再生特別措置法第五十一条第一項の規定により決定又は変更を
計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は	する都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法(平成十七年法
変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法(平成十	律第四十一号)第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る
七年法律第四十一号)第十九条の規定により付議して定める都市計画	都市施設及び流通業務団地について都市計画に定めるべき事項は、こ
に係る都市施設並びに流通業務団地について都市計画に定めるべき事	の法律に定めるもののほか、別に法律で定める。
項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。	
5 · 6 (略)	5•6 (略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。)」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第二種事業又は第二種事業に係っ施設を都市計画法(昭和四十三年法律第7名称等」と、「第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「第三十九条第一項とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「氏名等」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「氏名等」とあるのは「主務省令・国土交通省合」と、「氏名等」とあるのは「主務省令」と、「定める者」とあるのは「定める者(当該都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)であるのは「定める者(当該都市計画に係る施設を都市計画に係る第二種事業の区分」と、「元の名称」と、「氏名等」とあるのは「名及び住所(とあるのは「主務省令」と、「元の音楽のは「当該都市計画に係る第二十二条第二項の規定により都市計画法第十九条第三項の規定により間が都市計画に定められる場合と、「氏名等」とあるのは「定める者(当該都市計画に定める者(当該都市計画に定められる場合と、「本のは、第二十二条第二項の規定による同意(以下「都市計画高意という。」というに対して、第二項の規定によりである場合においる場合においる場合においる。	改 正 案
2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委問、地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委問、地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委問、地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委問、地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあってはその委問、上とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「氏名等」と、「主務省令」と、「第二種事業の区分」とあるのは「定める者」とあるのは「定める者(当該都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第三項(同法第二十一条第二項の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合による同意(以下「都市計画同意を行う国土交通大臣(都市計画法第の、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、	現 行

よう」 定め 適用さ 十九 及び 長に Ł 兀 事 に は、 業又は当 項 0 る 施 各号に定める者) び 発 画 て 及び当 后 てにより あ は 次 同 + 第 は しようとする者が る者 都 は 0 条第 0 長 委任され Ŧi. 市 主 意 定 ては、 と、 とられるまで 併 号 各号に れ 計 市 任 12 条 「該事業に係 及び る第二 不の二又 該 せて」 の大臣 同 前 める者及び都 又 関 及 計 画決定権者 「主務省令」 項」 は 同 条第 画同 項 第 び 第 項 す に掲げ 第 条第 都道 0 前 て る 都 十九 川 |種事業を実施 とあ 規 項 意権者又 5 は 都 二号中 市 項 玉 然定に $\hat{\mathcal{O}}$ とあるの る当 府県 第 五. 項 渞 る場合に 都 計 土 と 項 中 都 条第 るの 同 は、 第四号又は第五号に定め る施設を都市 交 画 府 市 (当 号 により 条第 該 中 とあるの 知 同 県 渞 市 通 再 ī該第 及び へは同 当 府県 計 は 次の 事 大臣 意 知 都 生 第 第四 項」 読 ٢, 該事業を実施 事 画同 は 権 あ 特 市 以 「第四十条第 及び当 項 各号に定め 前 項 別 計 つ 者 しようとする者 知 \mathcal{O} 日号又は ては、 都 一種事業に係 替 事 後段段 項 と 中 措置 は 意 画 下 権 又 項 第 えて は 市計 第 計 0 12 権 限 「定め 都 「主務省令 者又は 「係る第一 一法第八 同 画法の 該 とあるの 同 \mathcal{O} 都 が 二十 号 第 都 適 · 条第 項 第五 当 道 画同意を要しない 市 地 いる者」 いる者」 九 該 用 府県 計 方整 後 市 二項 種事 とあ 号に 条第 同 計 地 る第 3 段 規定により よう」 + 画 る主 項 \hat{O} れ は 知 項 種 同 0) 画 方 備 (第 る 業を と 掲げる第 る第 都 事 国土交通省令」 後段 中 規定により 決定権者」 とあるの 意権 整 条 事 局 在の 項」 とあ $\tilde{\mathcal{O}}$ 項 業 長又 市 「定め 備 \mathcal{O} 、各号に定め 実 第 項 前 者」 規 は \mathcal{O} 0 局 計 「代えて」 +لح るの 施 都 大臣であ 区 長 定 都 後 項 は 画 いる者」 段 は とい 第 又は あ 決 項 九 \mathcal{O} 都 北 市 しよう 市 分 一種事業 読み と 条第 は 都道 後段 に応 る 定 計 \mathcal{O} 計 市 定定 海 項 場 ئ ŋ \mathcal{O} 権 画 画 計 北 道 る者 とす 一合に いるとき とあ 替 当 5 決定権 め 各号 \mathcal{O} لح ľ 都 は 者 に 府 画 海 開 第二 項 え る者 定 該 県 場 あ に係 当 \mathcal{O} 道 発 市 「第 が す 事 る あ 知 合 同 る る 実 該 及 開 局 8 計

よう」 る都市 業又は 者」 発局 長に ٢ 兀 定め 者」 事 に 項 適用 十九 及 \mathcal{O} は、 び 画 ベ 0 \mathcal{O} 施しようとする者が 各号に定める者)」 十五 てに 及び あっ て は び 次 同 第 は は、 と、 言され 主任の 委任 る者 都市 長) ٢, 条第 0 条 意 「とら 「定める者及び 号及び: と、 ては、 計画 各号に より 併 当 当 条 第 に る第二 ⅳ該事 され 又は 0 該 関 及 同 前 計 せ 「主務省令」 条第四 項」 て 大臣」 二 又 第 れるまで 項 決定権者は、 第 び 同 項 画 す と掲げ ってい 第 都道 ・業に係る施設 条第 同 0 \mathcal{O} 前 る 十九 種 とあ と 市 は 項 項 二号中 意権者又 国 規 都 . る当 五 事 \hat{O} とあるの 府県 定 第 計 項 道 る場合に 土 都 と、 都道 都市 条第 るの 第四 業 交 中 同 項 府 市 画 (当 号」 を実 [条第] 該 中 県 とあるの 知 通 ょ 同 再 「及び 当 1号又は |該第 次の 都市 ŋ は 計 は 事 大臣 生 意 知 府 心権者又 第 めを都市 第四 と 施 項」 県 読 同 は あっては、 該 事 画 特 「第四 以 同 項 事 前 項 各号に定め 別 4 及び当該 しようとする者 知 計 \mathcal{O} 都市 業を 一号又は 事」 と 後段段 替 項 意権者又 中 第五号に定め 画 種事業に 項 は 下 権 措 第 $\overline{+}$ 置 えて は 計 に 第 0 限 都 「主務省令・ 「定める者」 -条第 とあ 画法の 実 計 係 が 法 都 同 同 \mathcal{O} 二 十 号 [条第] 都市 が施し 当該 適 第 道 第五号に掲げ る 第 項 画同 市 地 るの る者」 第 方整 係る第一 九 府県 は Ë 用 計 後 二項 条第 とあ よう」 十九 され 種 段 同 意を要し 地 規定により 計 三項 画 る主任 事 0 種 方整備局 備 は 知 項 同 0 画 (第 るの とあ と、 業 玉 規定により 事 事 後 中 意 局 条 都 決 とあ 派を実 第 項各号に定める者 項 段 定 業 権 市 長 土交通省令」 0 「定め 足権者」 るの る第 ない 者」 第 . つ 又 項 前 0 規 計 は \mathcal{O} 「代えて」 大臣 流定に 都市 後段 るの 施 لح 都 区 長 は 項 画 る者」 とい 文は 第 決定 項 あ しよ は 九 \mathcal{O} 市 都 分 北 種 一であ 後段 読み 都道 É るの 0 ょ 計 は 計 市 定定 海 場合に 応じ 第 事 ŋ 権 項 北 画 計 道 画 当 と لح 替 め لح る 業 者 各 \mathcal{O} 決 は 府 画 海 開 都 号 す 定 あ あ 当 項 定 県 場 る \mathcal{O} 該 え に 道 発 市 に Ź 係 が 合 る る 実 該 及 局 す 8 あ 知 同 権 開 計

とあ てバ と げ に 権者」 二以 務 中 同 同 項 該 8 は 0 3省令」 ては 当 る第 あ 中 るべ 当 項 措 意権者に、 るの 該 都 各 通 該 同 つ 置 上である場合にあっ 第 き」 条第 二種事 号 届 この لح 知 通 てはその が 第 道 さとら とあるの は 知 出に係る都市 又は書面 府 とあ Ł, 又は 七項 法律」 種事業を実施しようとする者」 種 県 及び 業の 都市 同 事 知 れるまで) るの 書 業 事 中 旨 項 「定め 不を実 国 に当 は 区 とあるの 第四号又は第五号に定め \mathcal{O} 面 計 0 「受け、 書 土交通大臣 画 は 作 0) 分に応じ当 「主務省令 作成」 施 る者に 成 該 同 計画 面 「及び国 ては、 通 を作 意を要しない 又は同 とあるの が は とあるの ようとする者 知又は作成」 書 都市 とあるのは 成 「この 「該各号に定める者に書面 当該 土交通大臣が が 面 とあ 玉 項の規定により 環境大臣 により 計 は 法律」 土交通省令」 画同 各号に定め は るの ものであるときは 「とら 通 に当 とあるの 通知 意を要するものであると 「受けた者は、 でる主 と、 とあるの 知 は ⅳ該通 :定め と、 れ L 「定める者及び 在の と るまで」 る者の 同 これ 書 るべ と 知 同 は 大臣以 項 条第十項 同 面 は 都 各号」 き と らの を作 すべ 条第九項 ゙が 都 ٢, 当該 により 同 道 主任 てに とする。 環 同 府 成 項 外 市 各号に とあ 中 境 県 都市 0 条第 通 同 L 計 により 大臣 た者 者に 中 知 通 0 知 画 条 「が 大臣 き 八項 事 計 決定 第 知 る 主 は 定 及 لح は 掲 画 \mathcal{O} あ 六 当

太太 象事 業 等 を定め る 都 市 計 画 係 る手 続 に関 す る 都 市 計 画 法 0 特 例

第四十二条 (略

2

略

3 同 法第二十 前 第 項 Ó 項 都 にお 市 条第 計 画 て準 に 項 0 んにお 用 V する場合を含む。 て、 て準用する場合及び同法第二十二条第 都 市 計 画法第十 凣 同 条第三 法 第十九 項 同 条第 法第 項 二 十

> 二以 とあ と \Diamond 務省令」 中 び げ 同 に 同 は 権 項 該 0 者」 る第 あっ るべ 当 項 てはこ 中 措 当 意権者に、 各号」 るの 都道 通 該 該 同 置 上である場 き 条第 第 通 と が 知 第 てはその 届出に係る都市 とあ 一文は 種事 とら の は 府県 知 とあ と 又は 七 種 法 種事業を実施しようとする者」 「及び るの 業の 書面 律」 都市 同 事 項 れるまで) 知 るの 書面の 湯合に 中 旨 項 業 事 「定める者に へを 実 とあ に当 計画 国 \bar{o} は 区 第四号又は第五号に定め \mathcal{O} 「受け、 書面 しあっ 一分に 1土交通大臣 作 は 「主務省令・ るの が施し 該 作 同 成 計 「及び _ ては、 成 .応じ当該各号に定める者に書面 画 通 を作 意を要しない 又は同 が とあるの とあるの ようとする者に当 知 は ズスは作 とあ 書面 都市 国 成 この 当該 1土交通大臣 が るの とあ 環 項 玉 に 計 成 により 法律」 は 境 土 は \hat{O} 画 各号に定め 大臣」 るの 一交通省令」 は 規定により 同 ものであるときは同 「とら 「通 とあ 通知 意を要するもの 「受けた者は、 知 と、 は る主任の とあるの が ?定め るの と、 該 れ 「定める者及び と るまで」 る者の 通 同 と、 書面 るべ 知 これらの 同 は 大臣 条第十 項 同 は 都 各号」 き 条第九 すべ を作 ٤, 「都市 が と、 道 であると . 以 当 に てに とする。 項 環境 該 ょ 項 主 外 同 府 成 各号に とあ 中 項 条第 県 通 ŋ 都 任 0 計 同 L 大臣 た者 者に 中 知 市 0) ょ 知 通 画 条 が 大臣 第 ŋ 八 き 決 事 知 計 る 主 項 は 掲 は 定 当 定 及 لح あ 画 \mathcal{O} 六

対 象 事 業 糸等を 定定め る 都 市 計 画 係 る手 続 関 す る 都 市 計 画 法 \mathcal{O} 特 例

・

第

四

一十二条

略

2 (略

3 同 法第二十一 条 前 第 項 (n) 項 都 に 市 条第 お 計 11 画 に て 二項 準 0 気におい 用 V する場合を含む。 て、 都市 て準用する場合及び同法第二十二条第 計 画法第十 凣 条第 同 法 第 項 九 (同 条第 法第 項 <u>二</u>十

府県 る場 ば に れ 評 都 を行うに当たっ を含む。 項 土交通大臣の に価書の なら る第 Ź 市 (以下この 場合にあ 再生 んは 知事 11 ての 二十 な 第 記載事項 特 八 (第四十五 又は いっては、 適 匝 別 十七条の二第二項 権限が 措置法 · 条の 項 正 ては、 及び な配 都 書 及び第四十条第二項の 市 地方整備局 条におい 当 第八 第四十五 慮がなされるものであるかどうかを審査しなけ 面 再 日に基づ 該 玉 生特 地方整備局長又は + 土交通大臣 別 V 措置法 て 条 条において \mathcal{O} て、 の規 規定により 長又は北海 都 第五十 当 市計 定 (都 該 により 規定により読み替えて適用 都 「都市 市 画 道開 同 読 市 北 計 都 み 計 条第一 意権者」 海 画法第八 道開 計 ·替えて適用され 画 発局長に委任され 市 に 計 画同 二項 0 発局長) 画 十五 とい 同 き 意」 \mathcal{O} 規定 意に関 、 う。 とい 条の二又 環 又 は 境 による 0 す う。 る場 保全 都道 --Ź は、 は 同 れ さ 11 玉 合

を含む。 府県 都市 ば に ħ 評 る場合に 意 項 土交通大臣の を行うに当たっては、 る第二 価 Ź な 0 (以下この 書の 5 V 知 再 は 事 生 第八 な て 記載事 +特 0) あっては、 (第四十五 又は 应 莂 適 + 権限 沿措置法 |条の 正 項 七条の二 都市 及び 項 な 及び 書面 配 が 第七 一条におい 当 地方整備局長又は 第四十五 慮がなされるものであるかどうかを審査し 再 画に基づ 第二 第四十条第一 該 玉 生 地 土交通大臣 特 十 方整備局長又 別項 九 1 条の 一条におい 措置法第五 0 て 規定により て、 都市 二項の 規 然定に 当 (都 北海 · _ 該 計 により 十一 規定により読み替えて適 は 市 都 画 「都市 読み 道 市 同 北 計 条第一 都市 開 計 意 海 画 発局 道 法 替えて適用され 画 権 計 者」 開 に 第 計 画 二項 発局 · つ 同 長に委任され 八 画 とい 十五 き、 同 意」 \mathcal{O} 長) 意に関する 規 環境 · う。 一条の二 とい 定による同 又は なけ 0 る場 保全 は、 都 又 用 て 道 は 合 れ さ 玉

(傍
線部
分
は改
正部
分

2~18 (略)	一~六 (略)	న _ం	務(同条に規定する業務に該当するものを除く。)を行うことができ	第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業	(業務の特例)	附則	改正案
2	七 都市再生特別措置法第六十二条に規定する業務を行うこと。一〜六 (略)	వ <u>ి</u>	務(同条に規定する業務に該当するものを除く。)を行うことができ	第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業	(業務の特例)	附則	現

傍
線
部
分
は
改
正
部
分

る公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定 準第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規 電、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第九条 項、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第九条 でによる貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の が、 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十条第一 の	ー 歳入 2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 第二百一条 (略) (歳入及び歳出)	(目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	改正案
公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市 推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による 第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法 代	コー歳入2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。第二百一条 (略)(歳入及び歳出)	(目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	現

による貸付金の 償還 金

\ ! !

略

略

3

港湾勘定における歳入及び歳出は、 次のとおりとする。

歳入

イ~ハ (略)

規 による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第 発の推進に関する特別措置法第五条第 る貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間 は特定外貿埠 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第 定による貸付金の 頭の管理運営に関する法律第六条第 分償還金 項又は民間資金等の 項の規定によ 活用 市 項 項 0) 開 又

ホ (略

歳出

イ〜ハ (略)

に関する特別措置法第五条第 は特定外貿埠 る貸付金 共施設等の整備等の る貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の 頭の管理運営に関する法律第六条第 促進に関する法律第十三条第 項又は民間資金等の 項の 項の規定によ 活用による公 八八第 開 規定によ 発の 推進 項 又

ホ `\ |-(略)

4

5

略

附 則

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

ý 略

再生特

別

措置

法第

三十条第

項

の規定による貸付金

0

償還

金

3 略

港湾勘定におけ る歳入及び歳出は、 次のとおりとする。

歳入

イ〜ハ (略)

都市再生特別措置法第三十条第 よる公共施設等の 発の推進に関する特別措置法第五条第 る貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間 は特定外貿埠 港湾法第五 一頭の 一十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一 整備等の 管理運営に関する法律第六条第一 促進に関する法律第十三条第 一項の規定による貸付金の 項、 民間資金等の 項 んの規 %定によ 都市 償 項 活 文は 開に 項 還 又 金 開

ホ (略)

歳出

イ〜ハ 略

施設 に関する特別措置法第五条第 る貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間 は特定外貿埠 特別措置法第三十条第 港湾法第五 等の 整備等の -頭の管理運営に関する法律第六条第 十五条の七第一 促進に関する法律第十三条第 一項の規定による貸付金 項若しくは第五十五条の八第 項、 民間資金等の 都市 項 活用による 項 又は都市 の規 開 発の **沈定によ** 再生 公共 項 推 進 又

ホ \ } 略 略

4

5

則

附

(道路整備勘定の歳入及び 歳出の特例等)

第五十条 (略)

2 会計 域に 三条第 項 第 場 同 七 画 五. 般 特 六 払 カュ は 十二 十二 整 項 施 丽 年 会計 別 般 条 間 収 Ŧi. b 沖 溝 条 合 前 若 第 法 措 第 同 縄 \mathcal{O} 交 お 玾 設 資 和 入 + 会 又 項 号) け 通 計 勘 は \mathcal{O} 振 整 法 しく 等 律 か 置 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 金 る道 項」 項 6 法 法 第 項 繰 興 備 安 附 0 等 十 第 活 カン 定 社 規 整備 民 会資 全 附 は 若 兀 入 特 等 則 0 七 \mathcal{O} 律 用 6 \mathcal{O} 定 とい とあ 繰 活 年 号) 繰入 第八 施 規 别 に 則 路 第 第 間 に 項 \mathcal{O} 金 に 四 交通 法 繰入 設 等 若 入 関 第 用 都 よる社会資 定 本 ょ とあ るの . う。 第 十六号。 れ 等 項 0 は 律 金 整 1) 置 す 項 による 市 L \mathcal{O} くくは 項 若 第七号) 金 を行 法 る 整 \mathcal{O} 促 谪 附 開 備 同 二 十 と 進 確 道 は 用 項 る 附 備 L 則 発 特 ζ, 第七 とあ 公共 条第 第七 う場 0 别 保 路 别 則 事 共 に関する法律 第 \mathcal{O} に に 同 民 業 に 関 措 は 同 第二百三 措 規 は 第 \mathcal{O} + 推 本 0 条第 溝 間 施 第二 号 合に 修 五. \mathcal{O} 項 1 置 五. 置 \mathcal{O} 第 進 る 定 医法第七 項 第 する 設等 文 法 繕 整 \mathcal{O} 7 条 推 \mathcal{O} Ŧ. 条 都 に す $\overline{+}$ に関 中 は 二百 整 項 関 は お る 第 附 進 第 市 備 は 条第 とある 特別 項 備 カコ 開 け 則 0 す 条 \mathcal{O} 日 経 第 項」 道 若 関 等 5 する法 第 る第 条第 五条第二 第 項 整 る 本 第 発 促 第 理 措置法 電 す 第 \mathcal{O} 備 路 に 十三条第 特 L 進 を 二項 条第 くは 百 5 関 項 整 百 る 九 民 推 等 别 \mathcal{O} に 道 信 項 . 関 項 律 若 に 百 法 間 進 0 措 は 備 電 す 路 くまで、 第 条第 項 る お 同 資 促 第 す 話 条 整 律 に 置 特 \mathcal{O} (昭 「道 á 又は 項 関 進 < 株式 第 項 附 特 法 别 1 条 規 金 備 一条第 項 項 第 定に 若 別 等 第 は 路 措 て 第 則 和 す 特 勘 関 措 整 会社 項 項 第 積 る 置 别 附 0 五. 附 \mathcal{O} 定 社 $\overline{+}$ 則第 묽 < 置 備 規 雪 道 特 する法 法 措 若 第 項 五. 活 条 則 ょ に 法 路法 別 定 会資 寒 項 第 り 口 は 項 用 第 特 置 \mathcal{O} 及 お (昭 に 年 株 号 五. 中 第 附 冷 12 措 七 別 法 び 11 ょ 式 十 電 則 法 特 土 附 ょ 置 律 項 条 措 和 本 は 1 第 般 7 (昭 地 条 項 別 法 第 整 線 第 律 則 る 第 又 置 る \mathcal{O} 附 中 会 行 第 般 共 第 公 第 は 法 備 売 百 又 第 地 区 和 則 う 2

第五十条 (略)

条第 項」 項 線 第二 律 别 地 則 くは 般 特 六 Ξ か 場 あ 払 第 十二 るの 会計 共 昭 年 莂 収 五. 般 条 般 又 第 地 区 項 5 合 第 前 と は 同 項 七 法 措 会計 域 画 附 和 + 第 同 又 入 項 <u>-</u> 二 は 項 計 溝 に 整 項 は 律 置 年 \mathcal{O} 条 勘 沖 則 カコ \mathcal{O} 法 交 お 理 若 あ 十 第七 6 法 活 第 項 定 縄 \mathcal{O} 第 カコ 社 規 号) 通 四 け 民 民 律 会資 第 \mathcal{O} 整 法 る 0 用 5 \mathcal{O} 振 +定 とい 安 くは 年 号) 繰入 五. 興 備 る道 附 間 間 第 に 項 \mathcal{O} 規 繰 繰 0 五. に による 八 等 全 附 法 若 入 項 則 は 都 都 繰 定 本 ょ 入 特 条 · う。 金」 Ċ 入 莂 則 路 律 第 十六号。 れ 整 施 第 市 市 L \mathcal{O} 1) 金 第 第 社会資 くは 関 冗 第 金 第 措 設 交 開 開 適 を 備 同 第 二十 と 行う 項 置 等 項、 七 特 六 لح す 通 都 項 発 発 用 項 第七 号) 項 整 あ 項 若 0 条第 لح 别 法 る \mathcal{O} 市 \mathcal{O} 第 12 12 若 第二 あ 場 七 措 る 附 特 備 確 道 再 推 推 同 本 0 規 条第 一合に くは 'n 置 生 進 進 第 号 項 0 則 别 事 共 保 路 る 1 定 同 に 項」 百三 ては 法 特 又 第 措 業 \mathcal{O} に 整 \mathcal{O} す は 二 十 . 関す は 関 中 は 置 関 別 備 第七 五. \mathcal{O} 溝 第 修 又 は お る 第八 条第 絶に関 とあ Ŧ. は け 条第 す 措 項 第 法 推 \mathcal{O} す 条 日 \mathcal{O} 経 第 Ź 道 る第 進 項 置 る 若 第 附 整備等に る 都 促 本 第 条 理 項 百 特 特 特 ï 電 る 第 則 に カゝ 法 市 路 進 を 項 百 関 别 别 \tilde{O} Š 0 項 別 項 整 に 道 五. 第 6 す 第 再 信 百 る法 は 百 項 規定による一 措 措 若 備 12 関 電 条 措 第 生 は 路 んる法 ٢, 関 条 第 置 九 + 特 置 置 お す 話 特 第 条 \mathcal{O} 整 律 道 第 第 項 法 別 第 す 法 条 别 法 1 る 株 条 規 備 定に 項 式 項 第 路 特 同 律 る ま 第 措 第 第 は 措 て 第 勘 韶 整 会社 項 置 項 又 項 項 附 特 置 五. 五. 附 0 别 定 社 は 若 別 条 法 備 法 規 若 項 第 則 項 条 則 措 第 ょ に 和 定に 第 措 第 会資 般 附 積 第 第 第 特 置 \mathcal{O} 及 り お 第 昭 号 莂 び 会 則 雪 号 置 道 七 法 株 五. 式 計 寒 項 路 + 項 措 ょ 第 口 は 項 法 項 条 和 本 は 1 第 般 7 昭 中 冷 若 五. 第 附 年 法 第 置 る 整 \mathcal{O} 附 中 会 条 行 土 第 لح 備 百 \mathcal{O} + 電 則 法 特 附 和 売 則

二項、 る特 附則 冷特 三条第四 縄 理 項 則 別 事 特 特 \mathcal{O} 都 若 共 金 充 項、 第 同 てる 法 しくは 中 措 業 及び 別 別 振 市 ŋ 興 第七 附 溝 別 措 備 別 置 0 措 開 五. 道 交 通· 条第 推進 第 特 等 措置法附則 法 地域にお ものを除く。 置 発 則 \mathcal{O} 道 別措置 に関 条第 第 第四 整 路法 般 法 法 \mathcal{O} 路整備事 附 五. 推 会計 八項 に関 備等 項、 第 安全施設等整 二項 則 附 はする特 第 則 進に関する特別措 土 七 項 附 項、 く若しくは け 条第 第八 に関 地区 第六 法 0 する法律附則第八項、 則 二条第五 業」 規定による補助 第三 る道 第七 6 附 道 路)」とする 項 同勘定に繰り 別 積雪寒冷特別地域における道路交通 画 条に規定する貸付金の貸付け並びに社会 する特別 二項 則 一項、 清措置 整理法 若 第五条第 0 とあるのは 路 項 備事 交通 若 修 項 第 しくは に規定する当 法 絶に関 (若しくは第六項又は沖縄 五項 しく 共 業 滑置法 . 附則 同 \mathcal{O} 附 溝 置法 か 確保に関する特 \mathcal{O} 則 は 第 二項 入れ ら第九項まで、 第十三 推 金又は 第八 する法律第三条第 八 第 \mathcal{O} 「道路整備事業 ||例則 項 二条第 整 \mathcal{O} 附則第十五条第 進に関する法律 正備等に 該 規 項、 電線共同 0 5 公共 定による貸付 第 項 れる金額をもってその 負担 規 へから 道 定による一 五. 的 項 関する特 金 項、 路 若 別 建 溝の 第十五項まで、 \mathcal{O} 道路整 と、 **猎置** 設 しくは 交通 修 (道路法附 事 整備等に関する特 繕 附 振 項、 業で け 則 別 安 法 項 第 興 般 に 第二 附則 関す 会計 措 、特別 全 及び 第 0) 二百 備 施設 同 確保に 電 土 会資本整 特 五. 置 第六 項 法 項 道 項 別 地 則 措 る 線 費用 \mathcal{O} 路 又 置 等 積 法 0 共 附 措 区 第 同 関 整 項 規 整 は 民 置 画 第 法 雪 則 律 繰 定 備 備 沖 溝 間 第 す 法 整 項 附 備 寒 第 入

用に 民間 第二項 項、 規 整 整 同 則 関 置 画 法 る特 整 雪 律 は 繰 備事 第二 定 備 備 溝 する特別措置法附則 法 整 項 寒 第 入 沖 附 :縄 (T) 都 理 若しくは 別措置法附 金 充てるものを除く。 特 特 附 則 共 冷特別地域に 整備 項 别 莂 則 法 第五 業 同 条 ょ 振 市 中 及 清措置 第 措 溝 び ŋ 興 開 附 0 第 条第 交通 七 則 道 四 置 特 等に関する特別 の 道 発 推 条第 第 第四 路法 莂 の 進 般 法 法 路整備事 整 項 過安全 施 備等 会計 推 則 第 措 八 に 附 凸項、 七 項 項 (第二条第五項若しくは第六項又は 関する法 則 置 進 おける道路交通の 附 土 条第 項、 法 、若しくは \hat{O} に 第 に 地 則 か 第三 道路の 業」 八 関する特 設 . 関 6 附 規定による補助 区 第 5等整 関する特)」とする。 条に 則 積雪 同 Ł 画 二項に規定する当該公共的 項、 とあ 措置法附則 律 項 勘 第 整 備事 第五 若 五 寒 修 . 附 則 定に繰り 規 理 修繕に関 るの 定する貸付 条第 別 共同 別 しくは 冷 法 措置 措置 業の 特 項 第 附 溝の 八項、 別 か は 確保に関する特別措置 則 金又は 入れ 項 第 第十三 5 法 法 推 地 する法律第三条第 第 道 第九 $\hat{\mathcal{O}}$ 進 域 八 整備等に関する特別措 附 二条第 附 項、 金 則 Ê 路整備事 則 6 規 電 第十 負担 の 定による貸付け 関 項 第五 項 れ おける道 線 べまで、 る金金 貸付 共 道 す か 一項若しくは る法 <u>, , , </u> 五. 同 項 5 路 沖縄振 条第 額 業 第十 建設事業で同 け 溝 0 並び をもってその と 路 道 0 修 律 交通安全施 (道 路整 交通 整 附 五. 繕 に社 備等 項 第二 興 法 項 則 路 に 項 及び 第 法 特 附 関 第 0 備 ま 会資 特 土 百 別 確 に 則 電 五 置 附 す 道 関 Ź 項 項 別 地 則 措 設 線 項 法 保 第 条 共 \mathcal{O} 路 に 措 区 第 置 す 六 積 法 本 又

5 11 略

3

3

5

11

略